

令和 7 年第 1 回大多喜町議会定例会

3 月会議会議録

令和 7 年 3 月 4 日 開会

令和 7 年 3 月 18 日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和七年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和七年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和七年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和7年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録目次

第 1 号 (3月4日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	4
行政報告	4
諸般の報告	7
会議録署名議員の指名	10
一般質問	10
久保初江君	10
加々美昌美君	24
報告第1号の上程、説明	26
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	52

議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
散会の宣告	57

第 2 号 (3月5日)

出席議員	59
欠席議員	59
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	59
本会議に職務のため出席した者の職氏名	59
議事日程	60
開議の宣告	61
議事日程の報告	61
議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第 26 号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第 28 号～議案第 32 号の一括上程、説明	82
日程の追加	107
議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
散会の宣告	109

第 3 号 (3月18日)

出席議員	111
欠席議員	111
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	111
本会議に職務のため出席した者の職氏名	111
議事日程	112
開議の宣告	113

行政報告	113
諸般の報告	114
議事日程の報告	115
議案第 28 号の質疑、討論、採決	115
議案第 29 号の質疑、討論、採決	142
議案第 30 号の質疑、討論、採決	143
議案第 31 号の質疑、討論、採決	145
議案第 32 号の質疑、討論、採決	146
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
日程の追加	149
請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
日程の追加	151
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
日程の追加	154
議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
休会について	157
散会の宣告	157
署名議員	159

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 1 号)

令和7年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和7年3月4日（火）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	麻生克美君	企画課長	米本敏克君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	西川栄一君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	市原芳則君
農林課長	秋山賢次君	農林課主幹	森芳博君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	小高一哉君
会計室長	須藤明実君	教育課長	吉野正展君
生涯学習課長	木島丈佳君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 7 号 指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 8 号 大多喜町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 9 号 大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 10 号 大多喜町住民基本台帳条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 11 号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 12 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 13 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 12 議案第 14 号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 15 号 大多喜町奨学基金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 16 号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 17 号 大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 18 号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 19 号 大多喜町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 20 号 大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議案第 21 号 町道の廃止について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） おはようございます。

本日は、令和7年第1回議会定例会を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様、また、滝口代表監査委員におかれましてはご出席をいただきまして、誠に苦労さまでございます。

また、本日は傍聴の方も大勢いらしていただいております。お寒い中、またお忙しい中をお運びいただきまして誠にありがとうございます。お礼申し上げます。

また、連日、ニュースで岩手県はじめ各地で、数か所で山林火災のことが流れております。本当に被災された皆様方、そして計り知れない不安の中で日々を過ごされている皆さん方に、遠い大多喜の地からお見舞いを申し上げますとともに、一刻でも早い鎮火を望み、そしてお祈り申し上げます。

さて、ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

ただいまから令和7年第1回大多喜町議会定例会を再開します。

これより3月会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

令和7年第1回議会定例会3月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきますと思います。

本日は、令和7年第1回議会定例会3月会議を開催させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、心の底から御礼を申し上げたいと思っております。

行政報告につきまして、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承を賜りたいと思います。

昨年は大多喜町合併70周年という節目の年であり、合併70周年の記念事業を開催させていただきました。記念式典には、多くのご来賓や町民の方々にお集まりをいただき、合併70周

年を皆様と共に祝いすることができました。

また、第50回を迎えました大多喜お城まつりの前夜祭では、地域の皆様のご協力により花手水や竹灯籠が飾られ、幻想的な光の中で各種イベントが行われ、クライマックスでは打ち上げ花火が夜空を彩り、記念の年にふさわしい、大変盛り上がったお祭りとなりました。両日とも大勢の皆様の参加をいただき、誠にありがとうございました。

また、お城まつりが一つのご縁となって姉妹都市を結びましたメキシコ合衆国クエルナバカ市とさらに友好を深めるために、合併70周年記念事業として大多喜町訪問団を結成し、メキシコ合衆国の姉妹都市でありますクエルナバカ市を6年ぶりに公式訪問することができました。クエルナバカ市とメキシコ合衆国の歴史や文化を学ぶとともに、日墨間の歴史的史実の伝承や今後の交流、発展を確認し合ったところでございます。

これらのことも含め、町民の皆様と共に、今後の本町のまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日から始まる第1回議会定例会3月会議でございますが、令和7年度の各会計の当初予算を提案させていただきますので、予算編成方針などについて、若干ご説明をさせていただきますと思います。

我が国経済は、現在、長きにわたったコストカット型の経済から脱却し、デフレに後戻りすることなく、総合経済対策の効果が下支えとなり賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費の増加とともに企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き民間需要主導の経済成長となることが期待されているところでございます。

このような状況の中、国は地方財政対策において、地方公共団体が住民のニーズや様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に供給できるよう、一般財源総額について令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう、地方財政対策を講ずることとなっております。

大多喜町の令和7年度一般会計予算につきましては、国の総合経済対策や地方財政計画を基に、税收や交付金等の歳入を見積り、歳出においては、最終年を迎えます第3次総合計画後期基本計画及び第2期総合戦略の各施策の推進と、大多喜町の将来を見据えた各施策実現のための事業予算を中心に予算を編成させていただきました。

令和7年度の歳入における自主財源につきましては、1.4パーセント増の25億7,541万8,000円となっております。依存財源については、地方財政計画を基に積算し、前年度より微減の39億1,958万2,000円となっております。

一方、歳出においては、総務費は次期大多喜町総合計画総合戦略策定や電子地域通貨事業、参議院議員選挙、大多喜町長選挙などを計上させていただいております。

民生費は、高齢者及び障害者福祉事業、少子対策事業、子ども医療費助成、児童手当支給、保育園児の主食の提供に係る事業費を計上させていただきました。

衛生費は、各種健康診査や検診、ファミリーサポートセンターなどの子育て支援事業、ごみ収集や処理委託料、水道事業広域化の関連予算等も計上しております。

農林水産業費は、有害鳥獣の駆除や被害防止対策事業、農業振興事業、森林環境譲与税事業等を計上しております。

商工費につきましては、商業振興事業、中瀬遊歩道事業、動画コンテストの実施の観光PRの経費などを計上しております。

土木費につきましては、町道改良事業、橋梁長寿命化事業、町道維持管理事業、地籍調査事業、町営住宅管理事業等を計上しております。

消防費につきましては、広域常備消防の負担や地域の消防団運営、町の防災対策事業等で防火水槽設置、防災行政無線、消防車両の更新などの予算を計上しております。

教育費につきましては、学校施設管理、学校給食費補助金、児童生徒の送迎バス運行費、小学校児童のタブレットパソコンの更新、大多喜中学校体育館と武道場への空調設備の設置、アーバンスポーツ施設の整備などを計上しております。

これら一般会計の予算総額は、対前年度2,200万円増の64億9,500万円となっております。

特別会計は、それぞれの会計の目的に沿った予算編成を実施いたしました。

このようなことから、令和7年度の予算の一般会計と特別会計の合計額は、特別会計の減額などにより、前年度より微減の88億8,544万円となっております。

以上、令和7年度当初予算編成方針について申し上げさせていただきましたが、円安の影響などによるエネルギー、食料価格の高騰など、経済状況も不透明なところであり、今後の状況により必要な予算を措置するなどの対応をしてまいりたいと存じますので、各議案とも十分にご審議を賜り、可決くださいますようお願い申し上げます。

また、最後に今回の定例会の会議事件でございますが、本日は一般質問が行われ、その後、日程記載のとおり、多くの案件が予定されております。どうか各案件ともよろしくご審議の上、可決賜りますよう心よりお願いを申し上げまして、会議冒頭のご挨拶とさせていただきますと思います。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。令和7年第1回議会定例会2月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、2月17日に第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、3番渡辺八寿雄君から報告願います。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 令和7年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が2月の17日午前10時から消防本部会議室において、組合議員全員出席の下、開催されました。本町からは渡辺善男議長、そして吉野一男議員、そして私の3名が出席をいたしました。

開会前に、異動のありました組合議会議員の紹介がありまして、改選後選出された本町議員3名のほか、組合議員を辞職されたいすみ市の麻生実議員の後任に、久我司議員が就任された旨の紹介がありました。

日程に入りまして、空席となっていました副議長の選挙が行われ、指名推選により、いすみ市議会議長の久我司議員が選出されました。

定例会に付議されました案件は、専決処分の承認案件が1件、令和7年4月1日から水道事業の業務を運営する上での新規条例整備が7件と、関連する既存の条例改正が1件、国家公務員に準じた勤務条件に関わる条例の一部改正、人事院、県人事委員会の勧告に基づく職員の給与改定に関わる条例の一部改正、そして刑法の一部改正に伴い引用している条例中の字句の修正に関わる条例の一部改正のほかに、令和6年度一般会計補正予算（第2号）、それに令和7年度一般会計予算と水道事業会計予算などが提案されました。

専決処分の承認案件では、令和7年3月いっばいで布施学校組合が解散されることから、組合事務組合規約から同組合を削除するための協議に係るものであります。

水道事業を経営するための条例整備につきましては、水道事業の設置等に関する条例制定のほか、必要とされる条例整備に関連する案件が6件、水道事業が加わったことによる企業職員を定数とともに明記するための条例改正、国に準じた職員の勤務形態に関わる条例の一部改正、これにつきましては仕事と生活の両立支援の拡充に伴う条例の整備となっております。

次に、職員の給与改定に伴う条例の一部改正につきましては、人事院等の勧告に基づく条

例改正であり、月例給を平均3.2パーセント引き上げる給料表の改正のほか、期末勤勉手当を年間0.1か月分引き上げる改正と、他の手当の見直しに係る内容となっております。

次に、刑法の一部改正に伴う条例の一部改正がありますが、これは議案の名称は「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定」という議案の名称ですが、これは刑罰のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、準用している関係条例4本ですが、これらを整理するものであります。

令和6年度の一般会計補正予算（第2号）では、歳入歳出予算の総額に110万5,000円を追加し、予算の総額を23億3,149万1,000円とするものでありまして、主な内容は、人事異動や人事院勧告等に基づく人件費の組替えが主な内容となっております。

令和7年度の一般会計予算では、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,644万円と決めました。主な内容は、正副管理者ほか各種事業に関わる特別職と一般職の人件費に17億4,900万円、岬分署配備の高規格救急自動車に4,900万円、御宿分署配備の水槽付消防ポンプ自動車に8,270万円などのほか、消防施設資機材費で4億6,700万円、病院群輪番制運営費、庁舎施設整備費、福祉作業所運営費などの計上となっております。

なお、本町にあります旧大多喜老人福祉センターの解体撤去に係る設計業務が計上されました。その額、602万8,000円となっております。

次に、広域組合として初めてとなる水道事業会計予算ですが、給水戸数2万8,151戸、年間総給水量939万6,000立方メートル、1日平均給水量2万5,743立方メートルの業務予定量を経営するため、収益的収入においては33億8,090万5,000円、同支出において32億9,770万4,000円。一方、資本的収入にあっては5億9,855万円、同支出において11億735万3,000円をもって配水管等の施設整備等をする予定となっております。

なお、これらの議案審議のほか、広域組合では行政不服審査会の事務を受託しておりますが、布施学校組合が3月いっぱい解散することにより、同組合からの業務、事務委託を廃止する条例、そして議員発議による個人情報保護条例の一部改正が上程されました。これは、法律の一部改正に基づく条文の整理であります。

この日の議案審議案件は18議案でございますが、全て原案のとおり承認、可決、決定されました。詳しい内容は、お手元に配付の印刷物のとおりであります。

以上で、令和7年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合定例会の議会報告とさせていただきます。

○議長（渡辺善男君）　ご苦労さまでした。

次に、2月28日に第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、2番森久君から報告願います。

2番森久君。

○2番（森 久君） 令和7年第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が2月28日金曜日午前10時より約1時間にわたり、夷隅環境衛生組合の夷隅衛生センター会議室にて開催されました。大多喜町議会からは渡辺善男議長と私、森久が出席しました。

本日、本定例会の資料はお手元に配付されていますので、ご覧いただければと思います。

定例会では、管理者である太田洋いすみ市長の挨拶の後、日程に入り、日程第1から日程第6までにおいて、夷隅環境衛生組合議会の議長と副議長の選挙、会議録署名議員の指名などが行われました。なお、選挙では、渡辺善男議長が夷隅環境衛生組合議会の議長に選出されました。

日程第7から日程第11までは会議事件でした。

日程第7は、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第8は、議案第2号 夷隅環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第9は、議案第3号 夷隅環境衛生組合一般職の職員の給与等に関する条例及び夷隅環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10は、議案第4号 令和6年度夷隅環境衛生組合会計補正予算（第2号）、日程第11は、議案第5号 令和7年度夷隅環境衛生組合会計予算でした。

これらの議案につきまして、若干の質疑応答がなされ、いずれも可決されました。

なお、議案の詳細についてはお手元に配付の議案のとおりでありますので、ご確認をいただければと思います。

以上、ご報告いたします。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、1月24日及び2月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本3月会議の審議期間ですが、本日から3月18日までとします。本会議の審議は、本日と明日5日、そして18日とし、この間、11日と12日に総務文教・福祉経済合同の常任委員会協議会を開催する予定です。

11日は総務文教常任委員会所管事務、12日は福祉経済常任委員会所管事務について、新年
度予算の内容説明を受けることとしています。執行部の皆様には、よろしくお願いいたします
す。

議員の皆様申し上げます。

事前に議案と共に配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参
考資料ですので、議案書により質疑をされるようお願いします。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による写真撮影及び質問者の自己の質問時間の
み録音を許可したので、ご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺善男君）　これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

3番　渡　辺　八寿雄　君

4番　末　吉　昭　男　君

を指名します。

◎一般質問

○議長（渡辺善男君）　日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇　久　保　初　江　君

○議長（渡辺善男君）　初めに、10番久保初江君の一般質問を行います。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君）　10番久保初江です。私は、今回、4つの質問をさせていただきます。

1つ目は、環境問題への取組について質問させていただきます。

大多喜町は、豊かな自然に恵まれた地域であり、その美しい環境を未来にわたって守って
いくことが私たちの責任であると感じています。

近年、気候変動による大規模な火災や川の氾濫や生物多様性の喪失、資源の枯渇など、環

境問題は世界的に深刻化しております。特に、地域の森林や川、農業の持続可能性を守ることが私たちの課題となっております。

そこで、お伺いいたします。

大多喜町として、自然環境を守っていくために、具体的にはどのような取組を行っているのかお聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 久保議員の一般質問について、環境水道課よりお答えします。

久保議員のおっしゃるとおり、大多喜町は豊かな自然環境を有する地域であり、その保全は町の持続可能な発展にとって非常に重要な課題であると思っております。

そこで、ご質問にありました自然環境を守るための具体的な取組として、環境水道課で現在取り組んでいる主なものを4つ挙げさせていただきます。

まず、1つ目です。脱炭素に関する取組です。

近年、気候変動や環境劣化が深刻化する中で、持続可能な社会を実現するためには、地域資源を最大限活用し、脱炭素社会の実現に向けた施策を講じることが求められております。このことから、本町では住宅用設備等の脱炭素化を推進するため、住宅用の蓄電池、電気自動車などを導入する際の補助金制度を設けて、脱炭素化に取り組んでおります。

続きまして、2つ目の取組です。環境美化の推進となります。

具体的には、ごみゼロ運動の推進や、不法投棄監視員による災害の発生や自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止、また、不法投棄や犯罪などが発生した場合における原因者を把握するための監視カメラの設置などの取組を行っております。

続きまして、3つ目の取組です。

土砂等の埋立てによる土壌汚染や災害の発生防止を行うことにより、良好な自然環境及び町民の健康で安全、かつ快適な生活環境の保全を図る取組も行っております。

最後に、4つ目の取組です。こちらは単独浄化槽、あとくみ取り便槽からの合併浄化槽への転換の推進です。こちら、私たち、生活環境を守る上で非常に重要な取組だと考えております。

具体的には、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、国・県及び町で補助金を交付しまして、単独浄化槽及びくみ取り便槽から合併浄化槽への転換を進める取組を行っております。

この取組は、合併浄化槽に転換することで、台所やお風呂などの生活排水を一括して処理

することにより、放流する水質を向上させることができ、結果として河川や地下水の水質保全に寄与するものとなっております。

以上が環境水道課の取組となります。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。すごくたくさん取組をされているとお伺いして、何かうれしく思いました。

次にお伺いするのは、今後、地域資源を活用しながら環境問題に取り組んでいくための計画や方針など、町としてどのようなビジョンを持たれているのかお伺いしたいです。

○議長（渡辺善男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 今後、地域資源を活用しながら環境問題に取り組むための計画や方針についてのビジョンとのことですが、まず脱炭素のまちづくりに向けまして、令和5年11月に、本町と大多喜ガス株式会社との脱炭素のまちづくりに向けた包括連携協定を締結しまして、双方の資源を有効に活用した協働による取組を現在も推進しております。

これは、町内外に幅広く情報発信をして、町民の地球温暖化の防止に対する意識醸成を図り、脱炭素のまちづくりに寄与することを目的として行っております。

さらに、この目的を達成するために公共施設の脱炭素化、省エネルギー化の推進、エネルギーの地産地消の推進及び地域の防災機能の強化などの事項について連携しまして、協力して進めているところです。最終的には、エネルギーコストの削減とともに、温室効果ガスの排出削減を図りたいと考えております。

次に、町内で発生する廃棄物のリサイクルや資源化を進めるために、廃棄物管理の強化も重要と考えております。地域住民に対して分別収集やリサイクル、特に紙やプラスチック類のリサイクルの重要性を啓発し、地域全体で協力して廃棄物削減に取り組むことが必要だと考えております。

さらに、持続可能な地域づくりは、環境保全や資源循環の観点からも国や県の協力が重要と考えています。例えば、再生可能エネルギーの導入や廃棄物のリサイクル促進に向けた施策については、支援制度を活用しながら環境を整えることができます。

このように、地域資源を最大限に活用しながら環境問題に取り組むことで、活力のある地域となることを目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

町長、ありますか。

○10番（久保初江君） お願いします。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） 議長にお許しいただきましたので、ビジョンということですので、なかなか、担当課長そのものではビジョンは語りづらいかなというふうに思いますので、私のほうから、まだ個人的なビジョンという形になろうかと思いますが、少しお話しさせていただきたいと思います。

大多喜町は、おおむね130平方キロメートルございます。そのうちの約7割が山林、森林という形になろうかと思います。今、ほとんどこの山林、森林が全く機能していない、要するにまだ、ただの生えっぱなしという状態になっておりますので、できれば脱炭素を含め、地産地消のエネルギーという意味では、この山林、森林をある程度皆伐に近い状態で切って、それを実はエネルギーとして燃させていただいて、それを蒸気に変えて、そして蒸気で熱源として冷暖房ですとかお風呂の給湯等に使いえればなというようなことを今考えて、今いろいろと模索中でございます。

おおむね、この130平方キロメートルうちの7割ですから90平方キロメートル以上、この山林をおおむね80年ぐらいのサイクルで全てを切って、新しく植えていく。要するに毎年80分の1程度の山林を切って、そして新しい時代に合う木材といいますか、山林に変えていく。

その木材を燃やすことで、基本的には地域での本当にエネルギーをしっかりとつくって、それを地域の中で循環して使っていくというような状況にできれば、こういう山間地域の多分、モデルになろうという形で考えておりますので、そんなことを今、まず第一歩、足を踏み出したところでございます。

もうしばらく、方向性が見えたところでは、はっきりと皆様に申し上げたいと思っておりますが、一応そういうようなことを念頭に置きながら、今、少しずつ進んでいる最中でございますので、久保議員のビジョンという言葉に対しましてのお答として、お答えさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 今、町長からいただいたすばらしいビジョンを聞いて、すごくうれしくなりました。

それで、私は花粉症がひどいんですけども、この町はすごく杉がたくさん生えています。

先ほど、どのような木材を植えるかはこれから検討されるということでしたが、また杉を植える可能性もあるのでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） なるべく久保議員にご迷惑にならないように考えたいと思いますので、その辺についてはまた改めて、これから今後の需要動向を見ながら、もしかするとエネルギーにふさわしい種類の木材を、例えば早生桐ですとかそれから柳とか、非常に早く育って、燃やしたときのカロリーが高いような木材を使う。

そして、人口減少に伴って新築のおうちが減っていくという想定からすると、全てが全て、家を建てるための木材にしなくてもいいだろうということも想像できますので、そういうところを今後の動向を鑑みながら、その辺のところは農林課とよく相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。

持続可能な農業、観光の推進など、地域全体で取り組んでいる施策についてもお伺いさせていただきますと思います。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に対しまして、農林課からお答えさせていただきます。

本町においては、稲の生育障害の発生軽減、病虫害の越冬防止、堆肥と同様の土づくり効果などが期待される稲わらのすき込みを広報おたきなどで周知し、推進しており、環境保全に努めております。

また、地域共同で行う多面的機能支払交付金では、農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、道路の路面維持などへの補助及び水路、道路、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動に対し補助を行っております。

この事業では、令和7年度から化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せ、水稻作付時の中干しの延長によりメタン生成菌の活動を抑制してメタンの排出を削減することや、生物多様性の保全を目的とした水田への冬期の水張り、中干し時の水田内の水生生物の生息場所となるビオトープの設置などを実施することなどの取組をした場合、交付単価に加算措置が加わることとなっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 久保議員のご質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

持続可能な観光の推進など、地域全体で取り組んでいる施策についてとのご質問でございますが、本町は自然公園法に基づき指定された県立養老溪谷奥清澄自然公園区域の一部に位置し、この公園をはじめ多くの自然や景観が楽しめ、観光客に癒やしの時間を提供しておりますけれども、観光地に人が訪れることにより発生するごみは、自然環境に影響を及ぼす可能性もございます。ごみ捨て禁止等の看板の設置や、定期的なごみ拾いを行っているところでございます。

また、近年、全国的にごみの持ち帰りの推奨が定着してきており、町においてもごみの持ち帰りの推奨を図り、持続可能な観光を推進しているところでございます。

そのほかの施策としまして、観光地域づくり法人が主体となり、千葉県中房総の関東一帯い紅葉を磨き上げ、全国でも有数の紅葉の里にするためのプロジェクト事業を実施しております。

この事業につきましては、令和2年から開始いたしまして、今年度で5年目を迎え、各年度、紅葉約100本を地域住民のほか、町内外の団体、地域の学校、行政と、多様な関係者と共に植栽し、また植栽後の管理も行っております。

紅葉を植栽し維持管理することにより、植栽場所によっては下刈りやこさ切りなどを行うことで荒れている土地の再生整備ができ、樹木の植栽を行うことによるCO₂削減にもつながります。

このように、環境的な面でも寄与する事業であり、地域の地理や地形などを熟知している地域住民を中心に観光関連団体等と地域全体が一つになり、継続的に取り組んでいる事業でございます。

以上であります。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 環境問題についてたくさんお答え、ありがとうございました。

すごくたくさん町として配慮した取組に感謝いたします。これからも、大多喜町の美しい自然を守っていく活動をよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 続いて、2つ目の質問にまいりたいと思います。農業への取組について伺いたいします。

近年、消費者の健康志向の高まりとともに、化学肥料や農薬の使用を減らした、自然の力を生かして栽培された食材への関心が急速に高まってきております。

特に、栄養価が高く環境にも配慮された有機肥料を使用した栽培は、持続可能な農業として注目されており、国の掲げるみどりの食料システム法に基づき、千葉県でも環境負荷低減事業活動の推進に関する基本的な計画が立てられました。

このような農業を営む方々は、地域にとってとても貴重な存在であり、次世代に向けた農業モデルとなる存在となると思います。

そこで、伺いたいします。

大多喜町において、自然に配慮された栽培で栄養価の高い食材を育てている農家さんへの支援策について、現在どのような取組が行われているのかお聞かせください。

また、この分野に対する支援をさらに充実させるために、どのような方向性で施策を強化していくかについての考えをお聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、まず千葉県において作成いたしました環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、これにつきましては2030年を目標に、化学農薬使用量の10パーセント低減、化学肥料使用量の20パーセント低減、有機農業の取組面積1,200ヘクタールに拡大など、農産分野の持続的な発展に資するため計画されたものです。

本計画に基づき、農業者は環境負荷の低減に取り組む5年間の環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、知事の認定を受けることで、融資の特例や国庫補助金の採択の優遇などが農業者へのメリットとなっておりますが、現在のところ、本町において認定を受けた農業者はおりません。

そのほかの制度において、通常と比べ、化学合成農薬と化学肥料の使用を半分以下に減らした栽培を行う、ちばエコ農産物の取組があります。この制度は、ちばエコ農産物として付加価値をつけることで一般の農産品と差別化を図り、販売価格の向上に努めるもので、この取組を行っている農業者は本町では13名おります。

今後も、様々な制度や補助事業について情報発信を図り、持続可能な農業の推進に役立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。持続可能な農業の推進を進めていくということで、ぜひこの持続可能な農業を進めていってほしいと思います。

その一方で、まだ大多喜町では認定を受けた農業者さんがおりませんとのことでしたが、今後、認定を受けるための働きかけをしていったり、あと、ちばエコ農産物の取組への働きかけをしていくご予定はありますか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） そのような取組がしたいというようなご相談があれば、町として関係機関、県ですとかと協力して推進をしていきたいと考えております。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） では、このような活動をしたいという方がいらしたときに支援したりしていくための、有識者の方々を招いたセミナーや講演会などをして広めていく活動をしていくご予定はございますか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） セミナーや講演会などを開催する予定があるかということですが、現在のところ、大多喜町において自然に負荷をかけない栽培を事業化されている農業者は把握できていない状況でございます。また、自然に負荷をかけない栽培での事業化の相談やセミナー、講演会の開催に関する要望も、今のところ寄せられていない状況であります。

そのような状況の中で、現段階において開催する予定はございませんが、しかしながら、今後そのような要望が多く寄せられるようであれば、県などと協議をさせていただき、推進していければと考えております。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） いろいろお答え、ありがとうございました。

人にも環境にも優しく、栄養価も高まる農作物を育てていただける農家さんがもし現れたら、ぜひ大多喜町で応援して、これからの農業の未来を輝かしくしていただきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（渡辺善男君） 続けてください。

○10番（久保初江君） 次の質問に移らせていただきます。

若い世代の移住者を増やしていくための取組についてお伺いいたします。

近年、地方への移住が注目される中、大多喜町においても移住促進が重要な課題となって

おります。特に、若い世代の移住者を増やすことは、町の活性化や人口問題を解決するためには不可欠だと思います。

若い世代が地域に定住し、地域社会の一員として活躍していくためには、魅力的な生活環境や支援体制が整っていることが求められます。

そこで、大多喜町として、若い世代へ住みたいと思えるような住環境を整え、定住を促進していくためにはどのような施策を検討しているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 久保議員の質問に、企画課からお答えさせていただきます。

まず、移住そのものに対する支援施策も必要であると認識しておりますが、議員のご質問にもありますように定住を促進していくことが重要であり、住んでみてよかった、住んでいてよかったと、町に住んでいることに対しての満足感や幸福感を感じていただくことがより重要だと考えております。

移住に関しまして、企画課では都内をはじめとする様々な移住相談会や、空き家、空き土地バンクのお問合せなど、移住を検討される方の総合的、集約的な窓口として対応しているところです。

ご質問いただきました住環境の整備におきまして、空き家、空き土地については既に町内に存在する資産として、引き続き積極的に活用を推進してまいりたいと考えておりますが、空き家の活用を推進するに当たっては、空き家利用促進奨励金としてリフォーム補助や家財道具撤去補助なども活用いただきながら、入居が円滑に進められるようご案内しているところです。

特に、空き家利用促進奨励金は、従来のリフォーム補助よりも上限額、補助率を手厚く設定しているところで、昨年度は4件ほどご活用いただいております。

さらに、本町は地域による特性も様々で、住居を構える方のニーズは多種多様かと思いますが、通勤、通学や買物など生活の利便性を踏まえながら、未利用の町有地や農地等の活用も含め、住宅用地の確保に努めてまいりたいと思います。

また、戸建ての住宅用地の具体的なニーズは把握できませんが、子育て世代のU、Iターンの傾向がうかがえることや、地域おこし協力隊の生活拠点の確保に際してなど、集合住宅等の賃貸物件について、需要に対して供給不足な状況がうかがえるところです。

今後、集合住宅の整備については、町内の不動産業者や賃貸物件の経営者など関係する方々のニーズも把握しながら、官民が連携した形で需要に対応できる方策について、協議を

進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。たくさんの移住者が大多喜町を訪れて定住していくような、これからのまちづくりをよろしくお願いいたします。

次に移住後の就業支援、移住をされた方に対しての就業支援や地域活動への参加の呼びかけ、教育の質の向上、例えば地域に根差した大多喜町の自然を生かした授業を取り入れたりなど、あと子育て支援など、移住者が安心して新たな生活を始められるための具体的な施策についても伺いさせていただきたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 多岐にわたる分野にご質問いただいておりますので、企画課から移住後の就業支援、それと地域活動への参加支援についてお答えさせていただきたいと思います。

就業支援につきましては、千葉県においても移住や地元就職を支援するサイト、千葉県地域しごとNAV Iを運営しておりますが、町では、このサイトに掲載された事業者へ就業された方で、千葉県を除く首都圏等から移住された方を対象に移住支援事業支援金を交付し、定住と就業を支援しているところです。

対象要件の詳細は割愛しますが、この支援金は対象者のうち単身者で60万円、世帯で100万円、さらに世帯に18歳未満の方がいる場合は100万円の加算措置があるといった内容で、我々も都内での移住相談会でも積極的にPRに取り組んでおります。

また、地域活動への参加支援ですが、各地区に配置しております集落支援員におきましても、その活動の範囲ではございますが空き家の情報収集をする中で、移住を検討されている方や移住された方へのお声がけや相談対応なども行い、住環境、また生活環境をつなぐお手伝いに取り組んでいただいているところです。

新たな生活環境におきましては、様々な町や地域の情報なども入手しやすいよう、企画課での窓口相談や転入時の窓口対応、さらにホームページやSNSの活用など、情報発信にも努めているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 久保議員の質問に、教育課からお答えをさせていただきます。移

住される方に対して、特別な支援策としてではなく、大多喜町として特色のある支援という観点でお答えをさせていただきます。

まず、小中学校では英語の学習において、町で委託をしたALTによる授業の展開を実施しております。また、小学校では地域の特色を生かし、子供たちが夢を持って将来働くようになるため、キャリア教育の一環として地域の方々と農業体験、お飾り作り、竹細工体験などを実際に見たり体験をして、仕事のやりがいなど、地域の方々との交流を通した学習の機会を設けております。

子育て支援に関しましては、保育園での活動に英語教室の実施やサッカー、ダンスを取り入れ、体力や感受性を高める活動を実施するとともに、町の自然豊かな環境を生かし、保育や地域の方々のご協力をいただき、田植やタケノコ掘り、また投網体験など、大多喜町ならではの体験を行い、郷土愛につながる学びの機会の提供に努めております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） お答えいただき、ありがとうございました。

その自然体験を生かした地域の方々と連携した教育に関してなんですけれども、こちらはどの学校も保育園もそれをやっていますか。西畑地区のほうにある西小学校のみでやっていたり、大多喜町の小学校ではやっていなかったりということはあったりしますか。

○議長（渡辺善男君） 教育長。

○教育長（佐久間靖夫君） 今の質問について、私のほうからお答えさせていただきます。

今、課長のほうから話が出たのは、主に西小学区、西小の取組だったというふうに思います。

多分、議員のおっしゃりたいことは、大多喜小のほうは何もないのかというようなことをだというふうに思いますので、これは、まず一つは学校は全て同じではない、同じでなくてもいいというのが基本でございます。それは、カリキュラムをどうやって組むかは、これは学校に任されているものです。

とはいっても、やっぱりその体験というのは非常に、議員のおっしゃる様にこれはすばらしいものになるので、教育の一環としては、体験を取り入れられるのであれば取り入れていきたいというふうにも考えています。

現状、では大多喜小はどうなんだということですが、大多喜小、今ちょっと動いているのは保育園が、特にみつば保育園が大多喜学園と協力しながら米作り体験をするという

ような、そういう取組がございます。

それに併せて大多喜小学校、これは5年生に食料の学習、これは学習指導要領というのがございまして、それにのっとりて食料がどういうふうに生産されているか、そういうことを学習します。

今考えているのは、そのみつば保育園と5年生が交流しながら、大多喜学園の力をいただきながら何かそういう体験ができればなということで、今進めているところです。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。大多喜町の特色を生かした自然体験、これからどんどん進めていっていただきたいと思います。教育に生かしてってください。

次の質問にまいります。

この町で定住するために必要とされている子供への医療に対する施設や支援について、どうお考えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に、健康福祉課からお答えさせていただきます。

子供の医療に対する支援については、町として非常に重要な課題であると認識しています。定住を促進するためには、子育て世代が安心して生活できる環境を整えることが不可欠であると考えます。

町内には2病院、4診療所があり、人口規模の割に医療機関は多いほうであると思いますが、小児科など子供専門の診療科はなく、子供に対する医療が充実しているとは言えない状況であります。

そのため、少しでも子供の医療サービスの充実を図るため、医療機関との連携や協力の下、各種健康診査や予防接種事業などを実施しているほか、24時間健康に対する不安を相談することが可能な夷隅広域健康相談ダイヤル24事業を委託し、子供の健康管理に努めています。

また、子ども医療費助成制度による実質無償化により子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して医療サービスを利用できる環境を整えています。

さらに、子供の医療だけでなく、保育や教育、福祉分野との連携も重要であり、包括的な支援が必要と考えます。例えば、医療的ケアが必要な子供に対しては、医療機関、福祉機関など、関係する機関で必要な支援を一元的に提供できる体制づくりに努めているところでご

ざいます。

今後も、国や県との連携を強化しながら、引き続き地域住民の皆様と共に、よりよい環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

地域住民の方はもちろんですが、移住者に対してもそういうPRができていたらいいなと思いました。私も、私自身の話になりますけれども、移住者の一人として今後、町のPRにお手伝いしていただけたらと思いました。ありがとうございます。

次の質問になります。

今度は、観光についての取組についてお伺いさせていただきます。

大多喜町には大多喜城があることから、江戸へ続く江戸道というのがあるそうです。それを聞きました。

それで、大多喜町の江戸道は歴史的価値を有していて、地域の文化や景観に深い影響を与えている貴重な資源であります。この江戸道は、江戸時代に重要な交通路として使用され、多くの歴史的な出来事が起こった場所でもあります。

現在、低山登山や里山ハイクの人気が高まっている中で、この江戸道を大多喜町として観光資源として活用が期待されており、地域経済の振興や観光客の誘致に寄与する可能性を秘めていると思います。

そこで、お伺いいたします。

大多喜町として、この江戸道を観光資源としてどのように活用するお考えがあるのか、また、その取組や施策を計画しているのかをお聞かせください。

また、江戸道の整備や歴史的な背景を生かした観光プログラムの展開、地域住民との協力体制、観光客向けの案内施設の充実など、観光資源としてのポテンシャルを最大限に引き出すための具体的な施策についてもお聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 商工観光課から、久保議員のご質問についてお答えさせていただきます。

最初に、この江戸道について調査しましたところ、大多喜城下から通ずる代表的な道として、房総中往還街道のような主要道路がございます。この房総中往還街道でございますけれ

ども、通称江戸街道と称されておりますけれども、町内に現存している小土呂地先から長南、長柄等を経て江戸へ通ずる街道のことでございます。さらに、八方に枝道があり、その一つが久留里道であるとのことでございます。

そして、ご質問の江戸街道、横山地先から市原市の石神地先のことだと認識しますけれども、久留里道に通ずる里道であると推測されます。この道は大多喜町史にも記載がなく、詳細な記録は残っておりませんが、恐らく当時の生活道路として利用されてきたものであるという見方がございます。

観光資源として活用できないかとのことでございますけれども、現地を踏査したところ、延長約4キロの山の尾根沿いの道で、起伏はあまりない平たんな道でございましたが、ところどころ崩落や倒木があり、崩落箇所では道の幅員が約40センチの箇所もあるような現状でございました。

現在のところ取組や計画はございませんけれども、行政がこの道を観光資源として、また観光プロモーションとして活用できるのかは、安全面を考慮し、整備するための投資が必要か、一部隣接している市原市に通過する立地、地域住民がどのように関わり、維持管理はどこで行うかなど課題等も多くあることから、観光資源として活用することは考えておりませんのでご理解いただければと思います。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 今のところ観光資源として難しいという判断だということで、今後もし町の人たちとか一緒に整備していけるようなことがあれば、ぜひお願いしていきたいと思えます。

そのほか、大塚山の低山登山など、何か別のルートから行ける道があることを最近知ったのですが、そういったハイキングや町の人を楽しめる散策路をこれからももっと発掘して、皆さんで共有して楽しい場所にしていけたらと思いました。どうもありがとうございます。

質問は以上になります。

○議長（渡辺善男君） 以上で久保初江君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、11時25分から再開します。

（午前11時12分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 25 分）

◇ 加々美 昌 美 君

○議長（渡辺善男君） 次に、11番加々美昌美君の一般質問を行います。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 11番加々美昌美でございます。

私のほうからは、地域防災について2つのご質問をさせていただきます。

初めに、防災対策についてお伺いしたいと思います。

近年、自然災害が激甚化、頻発化しております。災害には地震、自然災害、人為的災害などによって、人の生命や財産、社会生活に大きな被害が生じる現象がございます。記憶に新しいところで、昨年1月1日、能登半島地震が発生し、同年9月には集中豪雨災害でさらに被害を受けた地域が相次ぎました。また、千葉でも2月26日から3月2日まで千葉県東方沖で地震活動が活発になり、最大震度4が3回、震度3が4回発生するなど、有感地震が多発いたしました。また、9月8日には台風13号の影響により線状降水帯が発生し、記録的大雨情報が出され、大多喜町では328.0ミリと観測史上最多を更新するなど、災害は予期せずに起こります。

災害を被害を最小限に抑えるためには、防災意識を高め、災害へ備えることが重要だと思います。このような災害がいつどこで起こり得るか分かりません。優先すべき自分自身や家族の命と財産を守るために、自分と家族で防災に取り組むことが重要です。

そこでお伺いたします。町民お一人お一人の生命や財産を守る取組をどのように普及、啓発しているのか、お伺いたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

加々美議員さんのおっしゃるように、自然災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、住民一人一人が自らの身の安全は自らが守る、自助のことを基本認識としながら自然災害についての正しい認識を持ち、平時から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことでございます。このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努め

るとともに、また、災害危険箇所の把握に努め、可能な限り多様な媒体、防災行政無線、広報紙、ホームページ、おおたき通信等を用いて防災及び減災思想の普及啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図ることとしているところでございます。

さらにこの組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施しているところでございます。昨年は大多喜小学校を会場として約200名の方の参加をいただき、避難生活を想定して高齢者や支援が必要な方が使用することも含めた段ボールベッドの作り方や、授乳や母子保護、プライバシーの確保のためのパーティションの代わりになるテントの組立てなどの避難所開設運営訓練も実施させていただいているところでございます。

なお、震災の知識の普及につきましては、高齢者、障害者等の要配慮者への広報にも十分配慮をするとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい資料の作成に努め、本町に被害をもたらす大規模な自然災害に関する必要な情報発信を定常的に行いながら、優先すべきご自身、ご家族の命と財産を守るため、防災意識の向上を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

防災のことを先ほどもお伺いしまして、レクチャーのときもお伺いいたしまして、大多喜町はしっかりと防災意識に取り組んでくださっていると、本当に安心しております。これからもどうぞ継続してよろしくお願い申し上げます。

続きまして、地域防災計画についてお伺いいたします。

近所や地域の方々と助け合うことで、減災につなげることができると考えております。大規模な災害発生後、救援物資が届くまで3日から7日程度とされております。数日間、支援物資の到着を待つのではなく、自分の力で生き抜くことの準備を進めることが急務であると考えます。例題なんですけど、1995年、阪神・淡路大震災では、多くの人命を救助したのは、地域の住民が協力し合って初期消火、倒壊家屋のところから助け出すなど、被災者の誘導や救出を行い、多くの人命を救出した事例がございます。しかし、実際には地域を構成する町民は多種多様であり、また、新しい住宅地などは地域でのコミュニケーションが未成熟なこともあり、町との適切な連携の下、町民に対する正しい災害意識の普及と適切な判断の下せ

るリーダーの育成が必要と思います。また、大規模災害が起きたときは、救助や援助をする人も被災者となり得るため、人手不足など限界が生じると考えられます。

町では、令和6年4月1日現在、26の自主防災組織が設立されておりますが、この組織はどのような人たちで活動されているのか、訓練などはされているのか、また、地域防災計画について町の取組をお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 先ほどと同じような形の答弁になるかもしれませんが、ただいまいただいた自主防災組織の訓練というところでまずお答えさせていただきます。

自主防災組織につきましては、議員さんおっしゃったとおり、その構成地区、行政区を中心とした形で本町のほうは自主防災組織が組織されているところでございます。例といたしましては、一昨年度、船子地区が自主防災組織を立ち上げていただいたときに、防災士の方たちを講師として招きまして、船子区、その自主防災組織の主催でその図上訓練、また、マイ・タイムラインの講習等を受けた例がございます。そのような形で、地域のコミュニティーの方たちで必要な訓練、また、いざとなったときの打合せ等をされているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

大多喜町が安心で安全なまちづくりを目指しているということが外部の方にも分かれば、今後、移住者とか観光客も安心して大多喜町へお越しいただけるのではないかと思います。職員の皆様には、これからまた同じことの繰り返しではございますけれども、どうぞ啓発活動など町民お一人お一人の命を守るために活動を続けていただけたらと思います。

私の質問はこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で、加々美昌美君の一般質問を終了します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 報告第1号 専決処分の報告についてご説明させていただきます。

議案つづり 1 ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同項第2項の規定によりこれを報告する。

次のページをお開きください。

この報告第1号は、令和6年10月21日、大多喜町横山地先にて発生した光ファイバーケーブル断線事故の損害賠償の額を定める専決処分になります。

損害賠償の内容でございますが、令和6年10月21日の午後2時30分頃、県道大多喜一宮線沿線の道路のり面の草木を小型チェーンソーで伐採作業中に、電柱から社会福祉施設へ引き込んでいる光ファイバーケーブルを誤って損傷させ、損害を与えたものでございます。

この事故により、社会福祉法人の電話及びインターネット通信が翌日の復旧作業完了まで不通となりました。

本件事故に伴う損害賠償につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険にて、光ファイバーケーブルの復旧作業に要する費用を損害賠償額とする示談が成立しており、その専決処分の内容を報告するものでございます。

それでは、専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、千葉県千葉市中央区富士見1丁目12番17号ネクストサイト千葉ビル7階、東日本電信電話株式会社、千葉事業部長、井上暁彦。

2、事故の概要、令和6年10月21日午後2時30分頃、町道のり面の草木の伐採作業中に光ファイバーケーブルを損傷し、損害を与えたもの。

3、損害賠償額、3万6,343円。

以上で、専決処分の報告を終わらせていただきます。

○議長（渡辺善男君） これで、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第4、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を述べさせていただきたいと思います。

議案書の３ページをお願い申し上げたいと思います。

同意第２号について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、麻生文行委員の任期が令和７年６月１５日をもって満了することから、後任の委員を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会委員に選任をしようとする方は、住所、大多喜町小田代９７４番地、氏名、古茶義明氏、生年月日、昭和３５年６月６日生まれでございます。古茶義明氏におかれましては、元本町職員で、在職中は総務課長も務められ、人格、識見ともに高く、税務の経験もあり、固定資産の評価に精通している方でありますので、ご同意くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきたいと思います。どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから同意第２号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、同意第２号については同意することに決定しました。

◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第 5、議案第 7 号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第 7 号 指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

議案つづり 5 ページをご覧ください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

もみの郷会所交流体験施設については、平成13年 3 月に50年余り続いた分校が閉校となり、この分校を活用して活力ある地域づくりを支援するための施設として、平成16年度に整備したものでございます。その後、平成17年10月以降、会所区を指定管理者としまして今日に至っており、現在の指定管理が令和 7 年 3 月末で期間終了となりますので、更新しようとするものでございます。

施設の運営については、恵まれた自然環境の中、そば打ち体験教室、もみの木庵の運営をはじめ、会所高原もみじまつりの開催など、施設の自然を有効に活用した事業展開が図られているところでございます。なお、指定管理者としては、今までは会所区としてきましたが、実際の運営が会所区民で構成されるもみの郷会所運営委員会で行っていること、施設の整備時は、同委員会のメンバーが区の役員などであったことなどから、管理者を会所区、代表を区長としていました。その後20年が経過し、会所区でも世代交代等が進み、運営委員会と会所区の役員との関連が薄れてきたために、今回の指定管理の更新時に、実際の施設の管理運営を行っている、もみの郷会所運営委員会を指定管理者としようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

指定管理者の指定について。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設、大多喜町もみの郷会所交流体験施設。

2、指定管理者、もみの郷会所運営委員会、代表、佐藤雄隆。

3、指定期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第6、議案第8号 大多喜町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 議案つづり7ページをお開きください。

議案第8号 大多喜町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由をご説明させていただきます。

今回の条例の対象は伊藤浄水場となります。伊藤浄水場は伊藤地区の土地に横山浄水場の取水源であります井戸を掘るための補償として、昭和54年に国及び県の飲料水供給施設補助金を利用して工事を行いました。この施設管理につきましては、町の当時の保健衛生部局から管理委託を受けた町水道事業、当時の水道課が45年にわたり維持管理及び料金徴収などを行ってまいりました。しかし、令和7年4月1日から夷隅地域の水道事業が統合し、新たな

水道事業体となることに伴い、大多喜町の水道事業が廃止となります。このことから、今後の伊藤浄水場の施設管理は新しい水道事業体に引き継ぐことができないため、町が施設管理を行うこととなります。このことに伴い、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、条例でこれを定めなければならないこととされていることから、今回、条例の制定を行うものです。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たりまして、本文の朗読の一部を割愛し説明させていただきますので、ご了承くださいと思います。

大多喜町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

大多喜町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例。

第1条の内容につきましては、条例の趣旨について定めるものであります。

第2条の内容は、条例の中で用いる用語の意義について定めているものです。

第3条の内容は、施設の設置目的について定めているものです。

第4条につきましては、施設の名称及び位置について定めているものです。

第5条につきましては、施設管理の基本的な方針について定めているものです。

第6条の内容は、水道の使用に必要な届出について定めているものです。

第7条の内容は、水道の使用料、納付方法について定めているものです。

第8条の内容は、給水装置を新設する場合のことについて定めているものです。

第9条の内容は、給水装置の管理上の責任について定めているものです。

第10条の内容は、水道の給水停止について定めているものです。

第11条の内容は、施設の損害賠償について定めているものです。

第12条の内容は、指定管理者による管理が行えることについて定めているものです。

第13条の内容は、指定管理者が行う業務について定めているものです。

第14条の内容は、指定管理者の指定について定めているものです。

第15条の内容は、委任事項について定めているものとなっております。

最後に附則です。この条例は公布の日から施行すると。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午前 11時54分)

○議長(渡辺善男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第7、議案第9号 大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(麻生克美君) それでは、議案第9号の説明をさせていただきます。

議案つづりの11ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

令和7年度からの夷隅地域水道事業統合により、環境水道課の体制及び組織を再編する必要があるとともに、今後増大が予想される新たな行政課題や多様化する住民ニーズに速やか

に対応できる効率的な行政組織を編成しようとする機構改革に伴い、本条例を改正するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例。

本条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「環境水道課」を「生活環境課」に改める。

次に、附則でございますが、第1項の施行期日につきまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項の大多喜町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正でございますが、この町行政組織条例の一部改正により「環境水道課」を「生活環境課」に改めましたので、縦覧場所と意見書の提出先を規定している担当部署の関係条文を改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 1点ほどお伺いしたいと思います。

令和7年4月1日から上水道業務、これが夷隅郡市広域市町村圏事務組合のほうに業務が移るわけでありまして、本町においては上水道の業務がなくなるということであります。しかしながらサービスステーションは残るということであります。そういう流れになってきております。

そこで、先ほどの伊藤浄水場の飲料水供給施設、こちらを町で管理していくことになるわけでありまして、今回名称が変わる生活環境課さんのほうで担当することになるということだと思いますが、この業務、この条例を見ますと業務の内容も書かれておるところもあるんですけれども、この生活環境課の業務の中に、その飲料水供給施設の管理に関すること等の文言は入れなくていいものなのでしょうか。この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど議決をいただきました簡易水道関係の施設のところに付きましても、担当課は議員おっしゃるとおり、生活環境課で行うようなことと考えております。その中で、条例の分掌につきましては主立ったところという形で、条例のほうには分掌を実は1号と2号、環境保全に関するもの、廃棄物、また公害対策という形で記載をさせていただいております。その他の細かい業務につきましては、全て規則委任させていただいているところでございます。その新しい今回提案させていただいた生活環境課の分掌として、係の分掌としてその簡易水道等の施設に関するものを記載して、当然のように分掌を行っていくというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第8、議案第10号 大多喜町住民基本台帳条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第10号についてご説明いたします。

議案つづり13ページをお開きください。

初めに、提案理由についてご説明いたします。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行され、各市町村において、それぞれの市町村が使用する住民基本台帳、税務関係、福祉関係等の情報システムの標準化が現在進められています。その中で、本町では令和7年5月に住民基本台帳システムを標準化システムに移行することに伴い、移行後は、住民票の写しの様式を現行のものから国の定める様式に変更することとなります。そのため、様式を条例で定める必要がなくなることから、大多喜町住民基本台帳条例について所要の改正をしようとするものでございます。

それでは本文に入ります。

大多喜町住民基本台帳条例の一部を改正する条例。

大多喜町住民基本台帳条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項を削りの部分の改正は、標準化の移行に伴い条例で住民票の写しについて規定する必要がなくなることから、第5条第1項を削る改正となります。

続いて、同条第2項中「前項」を「法第12条第1項の規定に基づく住民票」に改め、同項を同条とするの改正は、第5条第2項の前項を住民基本台帳法で定める住民票の写しに改めるもの、さらに、第1項を削ったことから、第2項を第5条とするものであります。

次の別記様式を削るは、住民票の様式を定めている別記様式を削るものとなります。

次の附則につきましては、令和7年5月26日から住民票の写しの様式が国の定める様式へ変更されるため、本条例を令和7年5月26日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第9、議案第11号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案第11号の説明をさせていただきます。

議案つづりの15ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

令和6年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告では、給与制度のアップデートとして、地域手当を都道府県単位で定めることを含む各種手当の見直しについて勧告し、本町においても地域手当支給等に係る関係条例の改正案を令和7年2月議会へ上程し可決をいただいているところでございます。

この地域手当を支給することに伴い、この地域手当を引用する必要がある2つの条例の一部を改めようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみ説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

本条例の第3条の改正につきましては、懲戒に係る減給対象として地域手当を加えるものでございます。

次に、第2条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

本条例の第4条の改正につきましては、派遣職員に支給する手当に地域手当を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第10、議案第12号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案第12号の説明をさせていただきます。

議案つづりの17ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

昨年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告の中で、仕事と生活の両立支

援の拡充に係る内容が明示されたところでございます。男女とも仕事と育児、介護を両立できる職場環境整備、この年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を行うもので、対応する民間労働法制の施行から遅れることなく実施することとされているところでございます。

地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件につきましては、地方公務員法第24条第4項の規定により、国家公務員のその変更を踏まえることが求められているところでございます。つきましては、本町においても地方公務員法の趣旨に従い、本町が関連する2つの条例について所要の改正、措置を講ずるものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

本条例の第20条の改正につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例が引用する条等が改正されたことから、法に合わせて引用する条の字句などを改めるものでございます。

次に、第2条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

本条例の第8条の3の改正につきましては、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る規定で、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員に拡大するもので、それに伴い所要の改正を行うものでございます。

次の15条の改正は、次にご説明する第17条の2が新設されることに伴い、読替えの規定を加えるものでございます。第17条の次に、次の2条を加えるものでございますが、次の18ページとなりますが、第17条の2につきましては、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等に係るものでございます。

次の第17条の3につきましては、勤務環境の整備に関する措置に係る規定でございます。

この新たに追加する2つの条文の規定は、介護に係る離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度の強化などを整備するもので、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取、配慮が義務化されたことから、新規に定めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は本改正条例の施行期日等を定めるものでございます。

第2条は、経過措置として本改正条例の施行日前においても育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る当該請求を行うことができるものを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第11、議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案第13号の説明をさせていただきます。

議案つづりの19ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきたいと思います。

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、懲役及び禁錮

が廃止され、新たに拘禁刑が創設されるため、関係する5つの条例の改正を行う必要があることから、整備条例として提案をさせていただくものでございます。

それでは本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正につきましては、条文中引用している「禁錮」を「拘禁刑」に改め、「提訴」を「起訴」に改めるものでございます。起訴の改めにつきましては、本条例の改正について検察庁に罰則に係る協議をする必要がございますので、その審査において指摘のあった字句を改めているところでございます。

次に、第2条、大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、条文中引用している「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次の第3条、大多喜町環境保全条例の一部改正、次の20ページになりますが、第4条、大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正及び第5条、大多喜町個人情報保護法施行条例の一部改正につきましては、いずれも条文中で引用しております「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、第1項は施行期日で、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

第2項、第3項は、罰則の適用等に関する経過措置に係るものでございます。

第4項は、人の資格に関する経過措置、第5項は、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ちょっと文言についてよく分からないので、禁錮と拘禁刑ですか。この内容について教えてもらいたい。違いがあるだろうと思いますが、よろしく。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） こちらにつきましては、法改正されたところでございまして、懲役及び禁錮を新自由刑という形で単一化するという下、今回、法の改正がされているところ

でございます。

懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設することの意義につきましては、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導をベストミックスした柔軟な処遇をすることができるようにするための旨の趣旨とされているところでございます。

懲役と禁錮の大きな違いといたしましては、作業の義務の有無が挙げられているところでございます。懲役の場合は作業に対する義務があるところではございますが、禁錮の場合はこれがないとされております。ただし、実際のところその禁錮に処せられた方の約8割が自ら請願して作業に就いているというところが改正に至る経緯として説明をされているところです。

このようなことから、懲役と禁錮を区別している意義が問われているというところから、今回、拘禁刑という形にすることにより、改善、更生される等、必要な作業を行わせ、また、必要な指導ができるという形、また、改正前の作業を行わせることに加えて、必要な指導ができるというような形も加えられたそうでございます。このような形から、今回刑法になかった、あるいは実際やられていても明文化されていなかったところを明文化するような形で、この刑法の改正に至ったという形になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第12、議案第14号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第14号についてご説明いたします。

議案つづり23ページをお開きください。

大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について、初めに提案理由をご説明いたします。

令和6年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、大多喜町税条例について所要の改正をしようとするものでございます。

それでは本文に入りますが、改正条文の朗読は一部割愛させていただきます。

大多喜町税条例の一部を改正する条例。

大多喜町税条例の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第2号を次のように改める。

第2号、所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律第6条または附則第4条第1項の規定により、知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金、次の1行を抜かしていただいて2行下になります、附則第4条の2を削る。

この改正は、町民税の寄附金控除の適用に係る条文について、公益信託に関する法律が全部改正されたことで、所得税法の規定が見直されたため、引用している部分の見直し、不要となった条文を削る改正となります。

次は、先ほど1行を抜かした第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

この改正は、固定資産税の非課税の対象となる者の手続に係る条文について、私立学校法の改正に伴い引用する条項にずれが生じたため、見直しをするものとなります。

次に、附則の第1条につきましては、施行期日を定めるもので、第56条の改正規定については、令和7年4月1日から施行し、第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び附則の第2条に関する規定については、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものです。

次の附則第2条につきましては、町民税に関する経過措置を規定したものととなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第13、議案第15号 大多喜町奨学基金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 25ページをお開きください。

議案第15号 大多喜町奨学基金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由を説明させていただきます。

本条例は、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学上必要な資金を貸与するための条例であります。近年の高齢化社会と医療や介護ニーズが増加している中、全国的に医療や介護現場での人材不足はますます深刻な課題となっています。このため、それら専門職の確

保対策の一環として大多喜町奨学基金貸与条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容としては、医療職及び福祉職を養成する大学などに在学または入学する者が、本条例による奨学基金の貸与を受け、免許を取得した上で、奨学金の返済期限までに町内の医療機関または介護施設等において貸与期間以上業務に従事した場合、奨学基金返還を免除しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をいたしますが、条文の朗読を一部割愛し、概要を説明させていただきます。

大多喜町奨学基金貸与条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

第2条では用語の定義をしていますが、追加する第3号では医療機関等の定義であり、医療法に規定する病院もしくは診療所または介護老人保健施設もしくは介護医療院をいう。

第4号は介護施設等の定義であり、介護保険施設その他、介護職員がその業務に従事する施設で規則で定めるものをいう。

次に、下から8行目、第6条に次の1項を加える。ここでは奨学金を受けるための資格について規定しています。本来、経済的理由により修学が困難な場合を貸与要件としていますが、追加する1項の第1号から第6号に該当する学校等に在学または入学する者も貸与の対象としようとするものでございます。

第1号は、保健師助産師看護師法に規定し、文部科学大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した保健師養成所。

第2号は、1号と同様に助産師養成所。

次のページをお願いいたします。

第3号は看護師養成所。

第4号では准看護師養成所。

第5号では社会福祉士及び介護福祉士法に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校及び都道府県知事の指定した社会福祉士養成施設。

第6号では、5号と同様に介護福祉士養成施設を対象としようとするものでございます。

次に、中段になります。

第12条に次の1号を加える。第12条は、返還の免除について規定していますが、次の1号を加えることで第6条第2項各号に規定するものが、卒業後1年以内に当該免許を取得し、奨学金の返還期限までに町内の医療機関等または介護施設等において正規雇用の職員として

貸与期間以上継続して業務に従事したときと、一時金のみ貸与を受けた場合は、2年以上継続して業務に従事した場合に返還免除しようとするものであります。

次に、附則でございます。

第1項では、条例の施行期日を令和7年4月1日とするものです。

第2項では、大多喜町保健師修学資金貸付条例は廃止する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第14、議案第16号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉野正展君） それでは、議案第16号の説明をさせていただきます。

27ページをお開きください。

議案説明の前に、提案理由の説明をいたします。

家庭的保育事業や小規模保育事業、また、事業所内保育事業の基準等を定めている国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、この基準を引用している大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

この改正内容は、小規模保育事業のA型及びB型、また、事業所内保育事業所の児童に対する職員の配置基準を改正するもので、いずれも満3歳以上満4歳未満の児童に対しましては、おおむね20人に1人を、おおむね15人に1人職員を配置することとし、満4歳以上の児童に対しては、おおむね30人に1人を、おおむね25人に1人職員を配置する改正でございます。

また、改正分の各条の第2項第3号の改正は、満3歳以上満4歳未満の児童に対する改正で、同項第4号の改正は満4歳以上の児童に対する改正でございます。

なお、本文の説明につきましては、条文の朗読を一部割愛し説明しますことをご了承願います。

それでは本文に入ります。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第29条の改正は、小規模保育事業A型を行う事業所における職員の数の基準を改めるものでございます。

次に、第31条の改正は、小規模保育事業B型を行う事業所における職員の数の基準を改めるものでございます。

第44条の改正は、定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業所における職員の数の基準を改めるものでございます。

第47条の改正は、定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業所における職員の数の基準を改めるものでございます。

なお、大多喜町内にこの小規模保育事業所及び事業所内保育事業所として認可されている事業所はございません。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第15、議案第17号 大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 議案第17号 大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、議案つづり29ページをお開きください。

初めに、提案理由及び選定事業者についてご説明させていただきます。

さきの12月議会においてご説明したとおり、この条例については平成13年開館の商い資料館と令和2年開館の釜屋の2施設を行政財産の公共用財産として位置づけ、運営してまいりました。

このたび、民間のノウハウ等を生かし、地域の活性化につながることを期待される一般貸付けを行うため、事業者を募集したところ、1者の応募があり、過日行いました商い資料館利活用事業者選定委員会を経て、大多喜ガス株式会社が次期運営者として選定されました。

このことにより、大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、商い資料館を普通財産化としたいため、同条例の題名と施設名を改め、名称と番地を削るものがございます。

次に、事業者の説明でございますが、選定された大多喜ガス株式会社は、千葉県を事業拠点に天然ガス、ヨウ素を生産から供給、販売を担っている事業者であり、総合エネルギー事業の推進と世界的に希少なヨウ素の販売を通じて快適で豊かな生活と持続可能な社会の実現に貢献している会社でございます。本町においては、もともと南関東ガス田の埋蔵地域に位置し、天然ガス発祥の地は大多喜地域と言われ、社名についても大多喜ガスとして本町にゆかりがあり、会社自体も本町に貢献したい旨の意思を示しております。

次に、事業概要については、城下町、商人町として、歴史の継承と商いの基礎を探求的に学ぶ機会の提供と、江戸風情あふれるカフェを運営する計画でございます。このような事業を展開することで地域内外からの人の流れをつくり、周遊していただき、町民との交流を深め、地域の活性化につなげる事業を予定しております。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

大多喜町商家保存資料館の設置及び管理に関する条例。

第1条中「大多喜町商い資料館」を「大多喜町商家保存資料館」に改める。

第2条中「大多喜町商い資料館」を「大多喜町商家保存資料館」に改め、同条の表中「商い資料館」及び「大多喜町久保153番地1」を削る。

附則。

この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上で提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここでしばらく休憩とします。

なお、14時から再開いたします。

(午後 1時49分)

○議長(渡辺善男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第16、議案第18号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(市原芳則君) それでは、議案書の31ページをお開きください。

議案第18号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、町営住宅の課題の一つであります空き部屋の解消と、地域コミュニティの

活性化を目的にしております。特に子育て世帯や若者世帯等の、特に居住の安定を図る必要がある者に対する収入の上限額の引上げや、若者単身世帯を含む単身世帯の増加傾向を踏まえた同居親族要件の廃止など、入居要件を緩和することでこれまで対象とならなかった若い世代が入居しやすく、安定した住環境を確保できるよう改めようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては、第2号から第4号まで、」を削り、同項第1号を次のように改める。

この改正は、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、例外規定として同項第1号で規定する同居親族要件が不要なケースとして定めていたものでありましたが、同項第1号の改正により同居親族要件が廃止されることに伴い、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要があるものを対象とする字句を削るものでございます。

第1号でございます。「現に同居し、又は同居しようとするものがある場合にあっては、当該同居しようとする者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この号において同じ。）又は児童（児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）若しくは親族に準ずる者として町長が定めるものであること」。

この改正は、これまで第1号で同居しようとする親族があることを要件としていたものを、同居しようとする者がある場合の要件として、親族、児童もしくは親族に準ずる者として町長が定める者に改めるものでございます。

第5条第1項第2号ア中「21万4,000円」を「259,000円」に改め、同号ア（ア）を次のように改める。

「（ア）入居者又は同居者に次項第1号（同号イに該当する場合にあっては、1級又は2級に該当する者に限る。）から、第3号まで、第5号又は第6号の規定に該当する者がある場合」。この改正は、入居者が身体障害者である場合、その他の特に居住の安定を図る必要がある者に該当する場合の収入の上限額を「21万4,000円」から「259,000円」に改め、同号ア（ア）の改正は、同条第2項の改正による号ずれを改正しようとするものでございます。

第5条第1項第2号ア（ウ）中「小学校就学の始期に達するまで」を「18歳未満」に改め、同号アに次のように加える。「（エ）入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満である場合」。この改正は、裁量階層世帯に含まれる同居者の要件を、これまで「小学校就学の始期に達するまで」としていたものを「18歳未満」に改めるもので、次に、（エ）として入居者及びその配偶者または婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満である若者夫婦を裁量階層世帯に加えようとするものでございます。

第5条第1項第2号イ中「21万4,000円」を「259,000円」に、「15万8,000円」を「158,000円」に改め、同号ウ中「15万8,000円」を「158,000円」に改め、同条第2項中「老人、」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項第8号イ中「含む。）」の次に「又は第10条の2」を加え、同号を同項第7号とする。この改正は、裁量階層世帯の上限額と同じく、「21万4,000円」から「259,000円」に改めるもので、同条第2項の改正は、単身要件の一つであった60歳以上の者を削ることから、所要の改正を行うものでございます。

同項第8号イまたは第10条の2の追加でございますが、これは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により、拡充された被害者の条件を追加し、同号を同項第7号とするものでございます。

第6条第2項中「（老人等にあつては、同項第2号から第4号まで）」を削る。この改正は、前条第1項で老人等の定義が削られたため、所要の改正を行うものでございます。

第8条第5項中「寡婦」を「ひとり親」に改める。この改正は、優先的に先行して入居させることのできるもののうち、「寡婦」を「ひとり親」に改めようとするものでございます。

第69条の表第41条第1項第5号の項中「第68条」を「前条」に改める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 金額が「21万4,000円」を「259,000円」に改めるとありますが、こ

れは月収だと思われるんですが、毎月お給料もらう方でないといけないんですか。自営業で毎月毎月お金が違う方、収入が違う方はいらっしゃると思うんですけれども、その場合はどうなりますか。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） この金額は月収額になるんですけれども、町営住宅の収入の認定の場合ですけれども、前年度の収入に応じて申告していただいております。収入と所得もあるんですけれども、事業者の方であれば所得というもので金額ですすぐ出ると思うんですけれども、所得金額から家族構成によりまして控除する金額を除いたものを12で割った金額というもので政令月収額というのを認定しておりますので、お給料を頂いている方であれば、年収ということに対してその金額に対する所得を計算しまして、そこから町営住宅に入られる方の人数とか、その入る方の要件に応じたものを控除しまして、それを12で割った金額、それがその政令月収額を超えないということが条件になります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第17、議案第19号 大多喜町コミュニティ・プラントの設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（市原芳則君） それでは、議案書33ページ、議案第19号 大多喜町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

本条例は、船子、城見ヶ丘団地内に設置しておりますコミュニティ・プラントの設置及び管理に関し必要な事項を定めているものでございます。

町では、コミュニティ・プラントの利用者から使用料を徴収しておりますが、その額は、一定の排出量までの基本料金に利用者がコミュニティ・プラントに排除した汚水の量に応じ算出し、得た汚水料金を加えていた額で算定しております。汚水量の算定に当たっては、第17条の規定により、大多喜町水道事業給水条例に基づき算定した水道の使用水量とすることで定められております。

本改正は、本年4月1日から勝浦市、いすみ市、御宿町及び本町の水道事業が事業統合をされ、統合後の水道事業を夷隅郡市広域市町村圏事務組合が経営することに伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大多喜町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「大多喜町水道事業給水条例」を「夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業給水条例」に改める。

第19条第1項中「第28条」を「第32条」に改める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第18、議案第20号 大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案第20号の説明をさせていただきます。

議案つづりの35ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

近年、全国的に消防団員数が減少し、歯止めが利かない状況であります。地域防災力の低下が主体となった消防団員の処遇等に関する検討会が開催され、その報告を踏まえ、市町村が今後取り組むべき事項について消防庁長官名で通知があったところでございます。

通知の概要につきましては、団員の年額報酬額の見直し、出動報酬額の見直し、報酬を団員の口座へ直接支給する形式への転換の3つに取り組むよう求めるものでございました。

現在、本町消防団の年額報酬及び報酬の支給形式につきましては、この通知に基づき、報酬額も基準額を満たしており、個人支給についても対応済みでございます。そのような中、

今回、条例改正において、出動手当から出動報酬へ切替え、報酬の額を増額改正し、消防団員の処遇の改善等を行おうとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

本条例の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

本12条の改正は、見出しを「（年額報酬）」に改め、年度途中において新たに団員となった者または退職した者に対する年額報酬を期間に応じた基準としてただし書で加え、報酬に係る職名、報酬額を表として分かりやすく規定したため改めるものでございます。

次の36ページをお願いします。

第13条の改正につきましては、見出しを「（出動報酬）」に改め、団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときの費用弁償2,100円をそれぞれ従事する区分に応じた表中の出動報酬に改めるものでございます。この改正で火災に係る出動につきましては、4時間以上の場合で8,000円となりますので、現在の報酬額より5,900円増額となるところでございます。

次の第15条の次に次の1条を加える、この改正につきましては、本条例に係る委任規定を第16条として加えるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第20号 大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第19、議案第21号 町道の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（市原芳則君） それでは、議案書37ページをお開きください。

議案第21号 町道の廃止についてご説明申し上げます。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本路線は、老川十字路から栗又方面に向かう県道小田代勝浦線に接続し、旧面白浄水場までを結ぶ道路でございます。新面白浄水場が令和3年9月14日に供用開始されたことによりまして、現在は旧面白浄水場へのアクセスが不要となり、その役割は終えているところでございます。

また、本年4月1日から勝浦市、いすみ市、御宿町及び本町の水道事業が事業統合されることに伴い、浄水場用地を含む保有資産を夷隅郡市広域市町村圏事務組合に引き継ぐことから、必要な手続を進めるために区域全体を廃止しようとするものでございます。

なお、市町村道の廃止をしようとする場合は、道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がありますので、今回提案するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

町道の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次の路線を廃止する。

道路名、西部浄水場線。起点、面白字宮ノ上386番2地先。終点、面白字宮ノ上393番2地先。延長、74.5メートル。幅員、3.5メートルから7.4メートル。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番久保初枝君。

○10番（久保初江君） 町道の廃止ということなんですけれども、町道じゃなくなった後、この土地は何になるのでしょうか。教えてください。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 現在町道として認定しているものにあっては、底地が大多喜町の土地で、元の旧面白浄水場というところに上がっていく進入路なんですけれども、この後、今後その土地も含めて夷隅郡市広域市町村圏事務組合のほうに引き継がれますので、そちらで管理する土地ということになります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日 5 日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 2 6 分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 2 号)

令和7年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和7年3月5日（水）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	麻生克美君	企画課長	米本敏克君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	西川栄一君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	市原芳則君
農林課長	秋山賢次君	農林課主幹	森芳博君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	小高一哉君
会計室長	須藤明実君	教育課長	吉野正展君
生涯学習課長	木島丈佳君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 議案第 2 2 号 令和 6 年度大多喜町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 議案第 2 3 号 令和 6 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 3 議案第 2 4 号 令和 6 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 議案第 2 5 号 令和 6 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 5 議案第 2 6 号 令和 6 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 2 7 号 令和 6 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 2 8 号 令和 7 年度大多喜町一般会計予算（提案説明）
- 日程第 8 議案第 2 9 号 令和 7 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提案
説明）
- 日程第 9 議案第 3 0 号 令和 7 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第 1 0 議案第 3 1 号 令和 7 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）
- 日程第 1 1 議案第 3 2 号 令和 7 年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明）
- 追加日程第 1 議案第 3 3 号 指定管理者の指定について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） 皆様、おはようございます。

昨日の会議に引き続き、ご苦労さまです。また、傍聴にお越しの皆様方、お忙しい中、また、お寒い中、お運びいただきまして、誠にありがとうございます。お礼申し上げます。

また、本日２番森久君より申出があり、体調不良のため、会議中に静かな退室、静かな入室を許可願いがありました。非常事態ということでこれを許しましたので、ご承知願いたいと思います。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（渡辺善男君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第２号により進めてまいります。よろしくお願いいたします。

また、事前に議案と共に配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑をされるようお願いいたします。

◎議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） これから日程に入ります。

日程第１、議案第22号 令和６年度大多喜町一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

なお、説明は着座にて許します。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第22号 令和６年度大多喜町一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

議案つづり39ページをお願いします。

令和６年度大多喜町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２億1,734万7,000円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,037万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正。

第3条、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、第2表、継続費補正から説明をさせていただきますので、3枚めくって44ページをお開きください。

第2表、継続費補正。

変更。継続費の変更で、事業の実施を見直した結果、継続費の総額をゼロにするものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、多目的庁舎建設事業。防災拠点となる多目的庁舎の建設を令和6年度、7年度で実施しようとしたものですが、事業計画の見直しにより建設を先送りにするため事業費をゼロに減額するものでございます。

第3表、繰越明許費補正。

追加。繰越明許費の追加で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものです。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、公有財産管理事業165万円は、旧老川小学校グラウンドの一部を駐車場とするための舗装工事に対する町負担金でございます。

款項同じく、事業名、地域経済循環創造事業2,500万円は、民間事業者が行う地域活性化に資する事業に対し、国、町が協調して支援するもの、ローカル10000プロジェクトでございます。旧上瀑小学校の活用に対するものでございます。

款項同じく、事業名、いすみ鉄道対策事業8,355万円は、昨年10月のいすみ鉄道脱線事故の復旧等に対する費用及びいすみ鉄道の基盤維持などでございます。

次も款項同じく、事業名、地域公共交通対策事業451万円は、船子地先の東京行き高速バス乗り場の停留所設置工事でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、保育園管理運営事業187万円は、つぐみの森保育園の給水ポンプの更新工事でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、事業名、観光施設管理事業500万円は、栗又駐車場の公衆トイレの浄化槽等の修繕工事でございます。

款項同じく、事業名、観光施設整備事業2,500万円は、中瀬遊歩道の整備工事でございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、町道改良事業175万4,000円は、町道大戸立脇線と町道鍛冶住宅内岡台線の用地取得でございます。

款項同じく、事業名、橋梁長寿命化事業2,741万9,000円は、町道紺屋横山線の白山橋の修繕工事でございます。

款 9 教育費、項 2 小学校費、事業名、小学校施設管理事業38万5,000円は、大多喜小学校体育館のバスケットゴールの升降機の修繕でございます。

款10災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、事業名、農地災害復旧事業1,107万5,000円と、次の農業施設災害復旧事業1,532万8,000円は、弓木地先の農地と小土呂地先の用排水路、横山地先と小田代地先の排水路の復旧工事でございます。

款10災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁災害復旧事業 1 億 3,383万円と次の事業名、火災災害復旧事業7,659万5,000円は、町道老津線外 5 路線と小土呂川ほか 3 河川の災害復旧工事でございます。これからの災害復旧費は、全て令和 5 年 9 月の豪雨災害からの復旧工事でございます。

以上、合計 4 億1,296万6,000円、新たに14事業を年度内の完了が困難なため、繰越明許費を設定するものでございます。

次、右側のページにいきまして、第 4 表、地方債補正。

1、追加。これは地方債補正として起債を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

起債の目的、公共交通施設整備事業債、限度額4,630万円、これはいすみ鉄道の脱線事故復旧の大多喜町が負担する補助金へ充当するものでございます。

2、変更。表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

上から、起債の目的、観光施設整備事業債は限度額を4,000万円から2,500万円に1,500万円減額するもので、中瀬遊歩道整備事業の実績見込みにより減額するものでございます。

次の消防施設整備事業債は、限度額を 1 億1,550万円から300万円に 1 億1,250万円減額するもので、多目的庁舎建設事業の見直しにより減額するものでございます。

次の義務教育施設整備事業債は、限度額を4,130万円から2,230万円に1,900万円減額するもので、大多喜小学校の屋外運動場改修工事の実績により減額するものでございます。

それでは、次に事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

2枚めくって、48、49ページをお願いします。

2、歳入。

款1町税は、実績見込み等による増減で、項1町民税は、法人分が500万円の増。

項2固定資産税は、現年分で1,200万円、滞納分200万円、計1,400万円の増。

項4たばこ税は、100万円の減でございます。

款4配当割交付金から款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金、款8ゴルフ場利用税交付金、款9環境性能割交付金までの増減は、各種交付金の実績見込みによるものでございます。

款11地方交付税、項1地方交付税5,712万2,000円の増額補正は、普通交付税の実績と特別交付税の実績見込みによる増でございます。

次のページをお願いします。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目5災害復旧事業費負担金171万5,000円の減額補正は、農地及び農業施設災害復旧事業の実績等による負担金の減でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金606万6,000円の増額補正は、節欄記載にある各種負担金の実績見込み等による増減でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1,205万1,000円の増額補正は、実績見込み等によるマイナンバーカード交付事業費補助金と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減と、繰越明許費でも説明させていただいた地域経済循環創造事業への国の補助金でございます。

次の目2民生費国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、目4土木費国庫補助金、目5教育費国庫補助金は、節欄記載の各事業に対する補助金の実績見込み等による増減でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金360万4,000円の増額補正は、次のページにわたり節欄記載の各種負担金の実績見込み等による増減でございます。

次のページをお願いします。

目4土木費県負担金226万5,000円の減額補正は、地籍調査事業の実績による減でございます。

項2県補助金は、節欄記載の各事業補助金の交付決定及び実績見込みなどによる減でございます。

款17財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入150万2,000円の増額補正は、夷隅合同庁舎敷地等の貸付収入でございます。

次のページをお願いします。

款18寄附金、項 1 寄附金、目 1 指定寄附金666万8,000円の増額補正は、実績見込みによるふるさと納税の増でございます。

款19繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 1 億114万9,000円の減額補正は、決算見込みによる繰入金の減でございます。

目 2 庁舎管理基金繰入金7,330万円の減額補正は、多目的庁舎建設の見直しによる減でございます。

目 3 ふるさと基金繰入金269万円の増額補正は、ふるさと納税実績見込みによるものでございます。

目 5 福祉基金繰入金、目 7 環境基金繰入金、目 9 小中学校施設整備基金繰入金は、実績及び実績見込みによる減でございます。

目10公共施設整備基金繰入金135万円の増額補正は、海洋センタープール改修工事の実績による減と繰越明許費でも説明させていただいた旧老川小学校グラウンドの舗装工事への増でございます。

款21諸収入、項 4 受託事業収入、目 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入16万円の減額補正は、実績による減でございます。

項 5 雑入、目 2 雑入348万2,000円の減額補正は、説明欄記載のとおりそれぞれの実績等によるものでございます。

款22町債、項 1 町債 1 億20万円の減額補正は、第 4 表、地方債補正の説明と重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

歳出予算の説明について、実績見込み等による補正など一部説明を割愛させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

3、歳出。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費186万9,000円の減額補正は、実績による減でございます。

目 2 文書広報費40万7,000円の増額補正は、町公式ホームページ管理に対し、より使いや

すくする機能追加の改修でございます。

目 3 財政管理費84万4,000円の減額補正は、実績見込み等による減でございます。

目 5 財産管理費 1 億5,539万6,000円の減額補正は、説明欄で公有財産管理事業の立木伐採撤去委託料は、旧田代分校敷地周辺の伐採した樹木の撤去、工事費負担金は、旧老川小学校のグラウンド舗装工事の負担金、定住化基金積立金は、夷隅合同庁舎敷地の貸付収入を基金に積み立てるものでございます。

多目的庁舎建設事業は、継続費補正でも説明させていただいた事業の見直しによる減、減債基金積立事業は、今年度の普通交付税で追加交付された翌年度以降の臨時財政対策債の償還分を積み立てるものでございます。

目 6 企画費7,893万2,000円の増額補正は、今年度の各種事業の実績見込み等による増減のほか、いすみ鉄道対策事業は、繰越明許費で説明させていただいた昨年10月の脱線事故の復旧等に対する大多喜町の負担分でございます。

地域経済循環創造事業も同じく、繰越明許費で説明させていただいた旧上瀑小学校の活用に対する交付金でございます。

次のページをお願いします。

目 8 諸費368万円の減額補正は、令和 5 年度事業実績による国庫支出金の償還金の増と今年度の実績による事業費の減でございます。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費145万7,000円の減額補正は、説明欄記載事業の実績見込みによる減でございます。

項 4 選挙費、目 3 大多喜町議会議員選挙費642万円の減額補正は、実績による減でございます。

次のページをお願いします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、目 3 老人福祉費、目 5 介護保険事業費と次の目 6 後期高齢者医療費までの補正は、実績による各事業等の増減でございます。

項 2 児童福祉費、目 2 児童手当費188万円の減額補正は、実績見込みによるものでございます。

目 4 児童福祉施設費170万3,000円の増額補正は、実績見込みによる職員手当等の増減とつぐみの森保育園の給水ポンプの更新工事でございます。

次のページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費は、国庫補助金の増による財源内訳の

変更でございます。

目 2 予防費932万円の減額補正と目 3 環境衛生費293万4,000円の減額補正及び目 4 母子保健事業費34万円の減額補正は、説明欄記載の各事業の実績見込み等による減でございます。

項 2 清掃費、目 2 塵芥処理費は、諸収入の雑入の増による財源内訳の変更でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費100万2,000円の減額補正は、次のページにかけて実績見込みによる増減でございます。

次のページをお開きください。

目 3 農業振興費705万5,000円の減額補正と目 5 農地費542万9,000円の減額補正は、実績による減でございます。

目 6 農業施設費34万8,000円の増額補正は、農村コミュニティーセンターの自動ドアの修繕でございます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費157万4,000円の減額補正と目 2 林業振興費534万8,000円の減額補正は、説明欄記載の各事業の実績などによるものでございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費1,000万円の減額補正は、説明欄の観光施設管理事業の設備修繕工事は、栗又町営駐車場のトイレの修繕工事、観光施設整備事業は、中瀬遊歩道整備工事の実績見込みによる減でございます。

次のページをお願いします。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 3 国土調査費462万6,000円の減額補正は、地籍調査事業の実績による減でございます。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費は、国庫補助金の減による財源内訳の変更でございます。

目 3 交通安全対策費96万6,000円の減額補正と目 4 橋梁維持費500万円の減額補正は、実績等による減でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費50万1,000円の減額補正、目 3 消防施設費678万2,000円の減額補正及び目 4 災害対策費225万8,000円の減額補正は、説明欄記載の各事業の実績による減でございます。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費491万4,000円の減額補正は、事業実績見込みによる減でございます。

次のページをお開きください。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費2,966万6,000円の減額補正と目 2 教育振興費107万円の減額補正は、説明欄記載の各事業の実績等による減でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費110万円の減額補正と目2 教育振興費163万6,000円の減額補正は、説明欄記載の各事業の実績見込みによる減でございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費18万1,000円の増額補正と目2 体育施設費100万円の減額補正は、実績見込みなどによる増減でございます。

次のページをお願いします。

目3 学校給食費19万3,000円の増額補正は、実績見込みよる会計年度任用職員の人件費等の減と新年度の給食提供に必要な消耗品及び不足が見込まれる電気・ガス料の増、調理用備品や施設の修繕でございます。

款10災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費と項2 公共土木施設災害復旧費の減額補正は、今年度実施の災害復旧事業の実績による減でございます。

以上で議案第22号 令和6年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私、ちょっと確認の意味での質疑とさせていただきます。

ページ数57ページの多目的庁舎建設事業についての、これいろいろ説明がありましたけれども、ちょっと確認の意味でお願いしたいと思います。

今回の取下げということでございましたが、この事業につきましては、いろいろと結構慎重審議の上での結果であったと思いますが、計画当初からの設計では、想定以上の建築費の高上ということで取下げということでございますが、いろいろと目的があったと思うんですが、この説明では、今回は取下げということですが、いずれやるというふうに判断してよろしいのか。

それともう一つ、多目的庁舎の一番の目的は、防災拠点があると思いますが、その辺で防災設備の新規更新の地域、それは今までのところに置くということで私は理解しましたが、その場所で本当によいのかどうか、その辺をちょっと確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問に総務課のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目、いずれやるかやらないかというところでございますが、まず来年度は見送るという形で考えさせていただいております。当然そのときの状況、また、町の財政状況、また、有利な起債等の国の施策等を勘案しながら総合的に考えていきたいという考えでいるところでございます。

防災無線の設置場所、いずれにしても、今の場所に現防災無線、行政無線のほうは設置させていただいております。更新につきましては、この後、また新年度予算等でご審議いただくところではございますが、更新についてはスムーズに実行できる予定でございます。いずれにしても、今現状のところ大きな支障はございませんので、その現同じ場所で更新のほうをしていきたいという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 防災無線の設置場所なんですが、今いろんな災害で、想定以上の災害ということが予想されるので、その辺についてちょっと私も気になるところがあるので、その辺はどうかなというふうに思ったんで、ちょっと質問しました。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございますが、確かに1000年に一度の風水害のときには、確かに浸水域の心配がされるところではございます。ただ、今現状建物につきましては、耐震等今のところ問題ない施設でございますので、今後のその状況、またそこら辺のことも総合的に考えても、今のところそのような大きな災害がない限りは大丈夫だという考えではいるところではございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） まず、1つ目が55ページの雑収入のところなんですけれども、ペットボトルの売却代金185万円とありますけれども、このペットボトルの売却というのは、ごみとして集められたリサイクルのものなののでしょうか。それがどのような場所へ売却されているのかお伺いしたいです。

○議長（渡辺善男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） ペットボトルにつきましては、これは今回増額のほうで予算

のほう上げさせていただきました。こちらにつきましては、当初例年ですと、前年度はキロ当たり25円というもので販売しておったんですけれども、今回ペットボトルのその単価が60.5円、2.5倍ほど上がりまして、当初予算より、出る量は一緒なんですけれども、単価が変わった分で大分違いましたので、今回補正をさせていただきました。

こちらのほうについては、やはり単価を決めるために何者か見積りをいただきまして、一番高いところに引き取ってもらっているという形で例年やらせていただいております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 71ページの学校給食センター管理運営事業の修繕費なんですけれども、こちらは何を修繕されたのか教えてください。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 71ページ、学校給食センター運営事業、修繕料の72万円の内訳ですけれども、まず一つに、消毒保管庫の操作パネルの修繕、またコンテナ等の修繕、そのほかに蒸気を使って洗浄、消毒しておりますけれども、そちらの蒸気配管の修理、また、消毒保管庫における蒸気トラップ、ボイラーの自動弁ですけれども、そちらの修繕、また、浄化槽のチェックアップデート、いわゆる浄化槽の蓋となりますけれども、そちらの修繕が主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 44ページの繰越明許費補正、あと、併せてP64、65の商工費なんですけれども、観光施設整備事業ということで、実績見込みの減ということで説明がありましたけれども、当初、令和6年度当初で4,000万円、それが今回1,500万の減額となって、2,500万円を繰越明許費として追加になるという説明がありましたけれども、今後の予定はどうなっているのか。令和6年度当初では計上したけれども、もうこれはやらなかったということなのか。その辺を今後の予定を含めて説明いただければと思います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 中瀬遊歩道の関係なんですけれども、令和6年度につきましては、今回はその基本設計の段階で、この予算要求で4,000万円という形で要求させていた

だいたんですけれども、工期のほうは11月から3月までしか工期のほうが取れないということで、このようなことも考慮して詳細設計したところ、今回、その減額補正という形で補正のほうをさせていただきました。

また、今後の予定でございますけれども、6年度につきましては、繰越明許という形でやらせていただきますけれども、令和7年度の4月まで工事のほうは終わらせて、翌年度以降につきましては、新たに予算のほうは要求させていただいて、通行止めの要因となっているその箇所には到達する予定でいますので、その辺は、ある程度見通しがその時点では立つと思いますので、早期復旧に向けて努めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） はい、すみません。今の説明で、工期が11月から3月までしか取れないというのはどういうことでできないのか。あと、それと今年度は、令和6年度は繰り越しするけれども、令和7年4月までに……4月じゃなくて、7月ということですか。

（「4月」の声あり）

○8番（山口定夫君） 4月。この4月までに工事を終わらすということですか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 4月までに繰り越しさせていただいて、工事のほうは終わらせる予定でいます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 4月までに工事を終わらせる。何か言っていることがよく私には理解できないんだけど。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 令和6年度の繰越明許に係る工事の関係のことでよろしいですよ。

○8番（山口定夫君） はい。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 今回繰越明許の設定をさせていただいて、当初3月まで終わらす予定でございましたけれども、その工期等の、4月までの繰越明許の設定をさせていただいて、4月までに6年度分の工事のほうは終了させる予定でおります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5 番志関希久夫君。

○5 番（志関希久夫君） 要は工事が単年度の契約になっているわけですから、そこで一月分、要は延期するために繰越明許ということで理解してよろしいでしょうかね。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） そのとおりでございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

6 番麻生勇君。

○6 番（麻生 勇君） 土木費の国土調査費、地籍調査事業なんですけれども、67ページです。実績見込みでマイナスになっていますが、現状はどのような状況、地籍調査の状況ですね、どのような状況になっているか教えてください。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） ただいまのご質問にありました国土調査、地籍調査事業でございますけれども、本年度から事業のほうを再開させていただきまして、今年度大戸地区、総元の大戸地区と老川の栗又地区を調査を実施させていただきました。今回の減額につきましては、今年度調査する予定の箇所の事業者への委託事業のほうで行っておりますので、その実績が当初の予算よりも下回っていたために、その入札の差金を減額しようとするものでございます。

地籍調査事業の今後の見通しですけれども、毎年予算のほうは今後要求させていただいて、事業のほうを計画にやっっていこうというふうに考えております。事業完了までには大分時間がかかるものと考えておりますけれども、昨年度地籍調査事業の長期的な計画も策定いたしましたので、計画に沿って今後も国のほうにも要望していきながら、計画に沿った形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第2、議案第23号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長(米本敏克君) それでは、議案第23号の説明をさせていただきます。

85ページをお開きください。

令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億13万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

それでは、第2表、繰越明許費から説明させていただきますので、2枚めくっていただいて、89ページをお開きください。

款1 鉄道経営対策事業費、項1 鉄道経営対策事業費、事業名、いすみ鉄道助成事業、金額2億円、こちらは、一般会計補正予算でも説明した、令和6年度から令和7年度に繰り越さ

れるいすみ鉄道の工事等復旧費及び令和6年度にかかった代行バス費用等への支援財源として繰越しをするものです。

それでは、次に事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

2枚めくっていただいて、92、93ページをお開きください。

2、歳入。

款3繰入金、項1繰入金、目1繰入金、1億円の減額補正は、先ほど繰越明許費で説明した工事等復旧費及び代行バス費用等の復旧財源以外で、現時点で具体的に見込めていない復旧工事等の支援財源を一度基金会計に戻入れするための減額補正です。

次に、94、95ページをお開きください。

3、歳出。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目2助成費、1億円の減額補正は、歳入でも申し上げた現時点で具体的に復旧内容が見込めていない支援財源について減額補正をするものです。

以上で議案第23号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第3、議案第24号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第24号について説明させていただきます。

議案つづり97ページをお願いいたします。

令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,287万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,634万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、102、103ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金2,188万円の減額補正は、交付決定に伴い、普通交付金を減額するものでございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金498万6,000円の増額補正の内訳は、103ページの節欄をご覧ください。

節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）450万8,000円の増額及び節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）98万3,000円の増額は、いずれも交付決定によるものでございます。

節3職員給与費等繰入金8,000円の減額は、国補助金の交付決定に伴い一般会計負担分を減額するものでございます。

節6未就学児均等割保険税繰入金9万9,000円の減額及び節7産前産後保険税繰入金1万1,000円の増額は、繰入額の決定によるものでございます。

節 8 その他一般会計繰入金40万9,000円の減額補正は、事業実績に伴い減額するものでございます。

款 6 繰越金、項 1 繰越金、目 1 その他繰越金364万4,000円の増額補正は、実績による前年度繰越金の増額となります。

款 7 諸収入、項 2 雑入、目 4 雑入36万3,000円の増額の内訳は、節 1 特定健康診査徴収金を27万、節 2 診療報酬返還金として9万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

款 8 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金8,000円の増額補正は、マイナ保険証利用促進チラシの作成経費に対する補助金です。

次に、歳出についてご説明いたしますので、104、105ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、国庫補助金の交付決定に伴い、財源内訳を変更するものでございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 療養給付費1,300万円の減額補正は、給付実績に基づき補正するものでございます。

次の款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 医療給付費分、次の項 2 後期高齢者支援金等分、目 1 後期高齢者支援金等分及び次の款 4 保健事業費、項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費は歳入の補正に伴い、財源内訳を変更するものでございます。

次に、款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険税還付金12万1,000円の増額は、過年度分保険税の還付金となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第4、議案第25号 令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第25号の説明をさせていただきます。

議案つづり107ページをお願いいたします。

令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ418万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,858万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、112、113ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保健基盤安定繰入金424万4,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の交付決定に伴うものでございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金5万7,000円の増額は、実績に基づき増額するものでございます。

続いて歳出についてご説明いたします。

114、115ページをお願いいたします。

款 2 項 1 目 1 後期高齢者医療広域連合納付金418万7,000円の減額は、納付金の財源であります基盤安定繰入金及び繰越金の補正に合わせ減額をするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、11時10分から再開します。

（午前 10 時 55 分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 10 分）

◎議案第 26 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第 5、議案第26号 令和 6 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第26号について説明させていただきます。

議案つづり117ページをお開きください。

令和6年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,549万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,845万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、122、123ページをお開きください。
まず、歳入からご説明いたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1,037万2,000円の増額補正は、特別徴収保険料の増、普通徴収保険料の減、滞納繰越分普通徴収保険料の増に伴う補正でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金385万2,000円の減額補正は、介護給付費負担金交付申請実績に基づき補正するものでございます。

3段目となります。項2国庫補助金、目1調整交付金1,683万1,000円の減額補正は、保険給付費実績減に伴うものでございます。

目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）47万5,000円の減、目3地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）68万2,000円の減、款5項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金2,495万6,000円の減、目2地域支援事業支援交付金37万2,000円の減、さらに、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費県負担金2,582万1,000円の減額につきましては、保険給付費の減に伴う負担金、交付金の交付申請に基づき減額補正するものでございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1,012万2,000円の減額は、保険給付費の減に伴う介護給付費繰入金の減額でございます。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金1,046万4,000円の減額は、繰越金により財源充当が可能なため、基金を減額するものでございます。

款8項1目1繰越金3,771万2,000円の増額補正は、年度末精算に伴う前年度繰越金の増額でございます。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出についてご説明いたしますので、124、125ページをお開きください。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目2 地域密着型介護サービス給付費324万4,000円の減、目3 施設介護サービス給付費5,990万9,000円の減、目5 居宅介護住宅改修費18万6,000円の増、2段目になります。項2 介護予防サービス等諸費、目2 地域密着型介護予防サービス給付費118万8,000円の減、次に、下から2段目、項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費246万3,000円の減、続いて、126、127ページをお開きください、上から2段目です。項6 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費1,434万9,000円の減額など、いずれも各サービス利用の実績増減に伴う補正となります。

次に、一番下の段、款4 項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金3,547万6,000円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴い、基金に積み立てるものでございます。

それ以外、補正額に増減がないものについては、財源内訳の変更によるものでございます。

以上で令和6年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第 6、議案第 27 号 令和 6 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 議案つづり 129 ページをお開きください。

議案第 27 号 令和 6 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 4 号）について提案理由を説明させていただきます。

今回の補正予算は、夏の猛暑などによりまして給水収益が増額、それと水道施設の固定資産除却費に伴う営業費用の増が主なものとなります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和 6 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 4 号）。

第 1 条、令和 6 年度大多喜町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部。

第 1 款水道事業収益、第 1 項営業収益を 990 万円増額し、総額を 3 億 259 万 9,000 円とし、次に、支出の部。

第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用を 982 万円を増額し、総額を 5 億 125 万 4,000 円とするものです。

詳細につきましては、令和 6 年度水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明いたしますので、132、133 ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

収入の部。

款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 給水収益の補正予定額 990 万円の増額は、先ほど申し上げたとおり、猛暑による水需要の増加と 3 月までの水道料金の実績を見込んだものとなります。

続いて、支出の部。

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費については、節のほうで書いてありますけれども、電気料金が増額となりましたが、その分薬品費が減額となったので、補正予定額はゼロ円となっております。

目 2 配水及び給水費の補正予定額418万の減額は、特殊舗装で仕上げる本復旧工事が来年度以降になったということで、それが減額となった主な理由となっております。

目 5 資産減耗費の補正予定額1,400万円の増額は、建設課に移管する町道敷の土地31筆と、撤去や更新を行った水道施設などの除却費となります。

以上で議案第27号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号～議案第32号の一括上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第7、議案第28号 令和7年度大多喜町一般会計予算から日程第11、議案第32号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計予算までの各特別会計予算まで一括議題とします。

なお、各議案は、議事日程にお示したとおり、本日は提案説明までとします。

議案第28号から順次説明を求めます。

なお、説明員の皆さんには、着席にて説明することを許可します。

初めに、日程第7、議案第28号 令和7年度大多喜町一般会計予算について説明を求めま

す。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、着座で説明をさせていただきます。

議案第28号 令和7年度大多喜町一般会計予算の提案説明をさせていただきます。

予算書に沿っての説明となりますので、1ページをお開きください。

令和7年度大多喜町一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ64億9,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

債務負担行為。

第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

地方債。

第4条、地方自治法第230条第2項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

一時借入金。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第6条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同1款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、7ページをお開きください。

第2表、継続費。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、事業名、次期介護保険事業計画等策定事業、総額788万円、年度及び年割額は、令和 7 年度354万円、令和 8 年度434万円で、令和 9 年度から令和11年度までを計画期間とする大多喜町第10期介護保険事業計画を令和 7 年度、8 年度の 2 か年で実施するものでございます。

第 3 表、債務負担行為。

事項は、小学校パソコンソフト使用料、期間は、令和 8 年度から令和12年度までの 5 か年、限度額711万6,000円でございます。これは小学校で使用しているパソコンの学習用ソフト使用料でございます。

次の事項は、中学校パソコンソフト使用料、期間は令和 8 年度、限度額130万8,000円でございます。小学校と同様に中学校で使用しているパソコンの学習用ソフト使用料でございます。

次のページをお願いします。

第 4 表、地方債。

表内の起債の目的及び限度額は、過疎地域持続的発展特別事業債3,500万円。この起債は、大多喜町過疎地域持続的発展計画に計上した事業のうちソフト事業に充当するもので、対象事業は、出産祝い金、入学祝いポイント、緊急通報システム業務、外出支援サービス、子ども医療費、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

公共交通施設整備事業債2,020万円は、いすみ鉄道基盤維持等へ充当するものでございます。

上水道事業出資債2,700万円は、広域化される夷隅郡市水道事業への出資債でございます。

農林業施設整備事業債1,160万円は、下大多喜地先の排水整備と西部田地先県民の森下にあるため池整備工事に充当するものでございます。

観光施設整備事業債2,500万円は、中瀬遊歩道整備事業へ充当するものでございます。

道路整備事業債5,580万円は、町道板谷上線外 4 路線の道路整備工事等へ充当するものでございます。

消防施設整備事業債 1 億4,640万円は、防火水槽整備、消防車の更新、防災無線更新工事へ充当するものでございます。

社会教育施設整備事業債 1 億710万円は、中央公民館の空調設備工事に充当するものでございます。

社会体育施設整備事業債7,980万円はアーバンスポーツ施設の工事に充当するものでござ

います。

農林水産施設災害復旧事業債40万円は、農業施設及び農地の災害復旧事業へ充当するものでございます。

公共土木施設災害復旧事業債2,860万円は、町道増田小土呂線の災害復旧工事に充当するものでございます。

起債の限度額の合計は5億3,690万円。なお、起債の方法利率、償還の方法につきましては表に記載のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書により説明をさせていただきますので、12ページをお願いします。

歳入については、科目と本年度予算額を中心に説明させていただきます。

款1町税、項1町民税の計は3億7,684万6,000円で、実績を見込み計上しました。

次の項2固定資産税の計は5億8,811万8,000円で、課税対象物件の変動や実績などから見込み計上しました。

次の項3軽自動車税は、現状の推移を見込み、3,946万3,000円を計上しました。

次の項4たばこ税は、実績から見込み8,682万9,000円を計上しました。

項5鉱産税250万、項6入湯税500万円は実績から見込み計上しました。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税1,200万円、項2自動車重量譲与税4,250万円は、実績見込み、国の財政情報などから前年度と同額を見込みました。

次のページをお願いします。

項3森林環境譲与税は、実績から見込み1,542万円を計上しました。

款3利子割交付金45万円から款4配当割交付金400万円、款5株式等譲渡所得割交付金500万円、款6法人事業税交付金2,400万円、款7地方消費税交付金2億5,000万円、款8ゴルフ場利用税交付金9,100万円、款9環境性能割交付金1,000万円は、実績見込み、財政情報などから見込み計上しました。

款10地方特例交付金300万円は、個人住民税の住宅借入金等特別控除による減収補填で、前年同額を計上しました。

款11地方交付税は20億7,597万7,000円、前年度7,740万8,000円の増額で、国の地方財政計画や財政情報、算定の基礎となる単位費用の見直し状況及び交付税措置される起債などから見込み計上をしました。

次のページをお願いします。

款12交通安全対策特別交付金は、実績から見込み130万円を計上しました。

款13分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金、目 2 衛生費負担金、目 3 教育費負担金、目 4 給食費負担金は、節欄及び説明欄記載の負担金でございます。

目 5 災害復旧事業費負担金184万7,000円は、令和 5 年 9 月の台風13号に伴う豪雨により被災した農地の災害復旧事業に対する負担金でございます。

款14使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 衛生使用料から目 2 農林水産業使用料、目 3 商工使用料、目 4 観光使用料、目 5 土木使用料、次のページをお願いします、目 6 教育使用料までの合計は4,964万1,000円で、内訳は、節及び説明欄記載のとおりでございます。

項 3 手数料、目 1 総務手数料、目 2 衛生手数料、目 3 農林水産業手数料、目 4 土木手数料の合計は3,616万8,000円で、内訳は、節及び説明欄記載のとおりでございます。

款15国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金 2 億3,988万9,000円は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、対象事業が令和 7 年度はないため、廃目でございます。

次のページをお願いします。

項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金、目 4 土木費国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金の合計は 1 億854万2,000円で、内訳は、節及び説明欄記載のとおりでございます。そのうち、目 1 総務費国庫補助金の節 3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の令和 6 年度補正予算で措置されたもので、地域通貨事業、プレミアム商品券発行の補助、学校給食費の高騰分に対するものでございます。

次の項 3 国庫委託金、目 1 総務費委託金21万2,000円、目 2 民生費委託金155万6,000円は、節欄に記載の事務に対する委託金でございます。

款16県支出金、項 1 県負担金、目 1 総務費県負担金、目 2 民生費県負担金、次のページをお願いします、目 3 衛生費県負担金、目 4 土木費県負担金、目 5 教育費県負担金は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金162万円は、U I J ターンによる起業・就業者等創出事業補助金と、自転車乗車時のヘルメット購入に対する補助でございます。

目 2 民生費県補助金2,728万6,000円と、次のページをお願いします、目 3 衛生費県補助金1,132万3,000円、目 4 農林水産業費県補助金9,906万2,000円、次のページをお願いします、目 5 商工費県補助金87万5,000円、目 6 土木費県補助金27万5,000円、目 7 消防費県補助金614万3,000円、目 8 教育費県補助金226万2,000円は、それぞれ節欄記載のとおりでございます。

その次の目 9 農林水産施設災害復旧費補助金は、令和 5 年 9 月の台風13号に伴う豪雨により被災した農地及び農業施設の災害復旧事業に対するものでございます。

項 3 県委託金、目 1 総務費委託金、次のページをお開きください、目 2 民生費委託金、目 3 土木費委託金、目 4 消防費委託金、目 5 教育費委託金は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

款17財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入4,850万2,000円は、節及び説明欄に記載のとおり、公有財産の土地や建物の貸付収入でございます。

目 2 利子及び配当金14万4,000円は、説明欄記載の配当金及び基金利子でございます。

項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入2,792万3,000円は、城見ヶ丘団地 2 区画、大戸分譲地 1 区画の分譲を見込み計上しました。

款18寄附金、項 1 寄附金、目 1 指定寄附金 1 億5,000万円は、ふるさと納税の実績等を見込み計上しました。

次の款19繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 4 億883万6,000円は、財源不足を補うための繰入れでございます。

目 2 ふるさと基金繰入金は、ふるさと納税返礼品と地域通貨事業、大多喜中学校屋内運動場空調設備整備が主な充当事業でございます。

目 3 ふるさと創生基金繰入金、目 4 福祉基金繰入金は、次のページにかけて節欄及び説明欄記載の各事業へ充当するものでございます。

次のページをお開きください。

目 5 交通災害共済基金繰入金、目 6 環境基金繰入金は、節欄及び説明欄記載の各事業へ充当するものでございます。

目 7 小中学校施設整備基金繰入金5,000万円は、大多喜中学校屋内運動場等の空調設備整備に充当するものでございます。

項 2 特別会計繰入金、目 1 国民健康保険特別会計繰入金と、目 2 後期高齢者医療特別会計繰入金は、それぞれの特別会計からの繰入金でございます。

款20繰越金は、前年度からの暫定的な繰越金として 1 億円を計上しました。

款21諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料50万円は、町税の延滞金収入でございます。

項 2 町預金利子19万円は、歳計金の預金利子を見込み計上しました。

項 3 貸付金元利収入383万円は、学校法人三育学院貸付金と高額療養費貸付金を計上しました。

項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入921万4,000円は、後期高齢者の健康診査委託金等でございます。

次のページをお願いします。

項5雑入、目1滞納処分費43万2,000円は、インターネット公売による町税の滞納処分費でございます。

目2雑入3億6,306万9,000円は、説明欄記載のとおりでございます。

款22町債、項1町債は、次のページに続き、節の区分ごとに第4表の説明と重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。

目1の総務債から、次のページをお願いします、目8の災害復旧費までの計は5億3,690万円でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、36、37ページをお願いします。

3、歳出。

款1議会費、項1議会費7,696万4,000円で、議員人件費、議会事務局職員の人件費、会議録の作成、政務活動費補助金、議会関係団体の負担金が主なものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は3億3,211万6,000円で、この目は、特別職及び総務関係職員人件費、次のページをお願いします、企画、財政、会計関係職員の人件費と一般事務費、総務管理費として、行政連絡員への謝礼や宿直業務委託料、その他関係団体への負担金及び補助金でございます。

次のページをお願いします。

一般事務費の管財管理費は、事務用消耗品が主なもので、ほかに、職員研修事業、入札関係の電子調達管理事業、男女共同参画推進事業に係る経費でございます。

目2文書広報費1,187万9,000円は、文書管理事業として、次のページをお願いします、例規集データ更新委託料などの経費でございます。広報おおたき発行事業は、広報おおたき発行関連経費、ホームページ管理事業は、町公式ホームページ管理システムの使用料などでございます。

次の目3財政管理費912万6,000円は財政関係の事務経費を計上したもので、財務会計システムの借り上げ料が主な経費でございます。

目4会計管理費337万8,000円は、会計関係の事務経費でございます。

節11役務費の手数料は、指定金融機関派遣手数料と、令和7年度から必要となる口座振込手数料でございます。

次のページをお願いします。

目 5 財産管理費3,902万円のうち、公有財産管理事業は、町有車両、町有建物の保険料に係る経費などでございます。庁舎管理費は、役場庁舎の光熱水費、各種設備の維持管理経費や使用料、各事務機器の借り上げ料などでございます。町有林管理事業は、町有林の保険料や管理委託料でございます。

次のページをお願いします。

目 6 企画費は 8 億4,006万7,000円で、定住化対策事業は、空き家の改修やU I J ターンによる起業・就業補助金など、地域おこし協力隊事業では、林業、有害獣や観光対策など、新規 8 名含む計19名分を計上いたしました。

次のページをお開きください。

協働のまちづくり推進事業は、住民のまちづくりへの参画意識を醸成し、協働のまちづくりを推進するため実施するものでございます。

地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守管理費、東京電力やN T T 柱へのケーブル添架料などでございます。

大多喜ダム対策事業は、大多喜ダム跡地の環境管理事業の補助金でございます。

地域公共交通対策事業は、路線バス及び地域公共交通活性化協議会補助金と、デマンド型地域交通の運行経費などでございます。

ふるさと納税事業は、町のふるさと納税の返礼品の経費やシステム保守委託料、代理収納システム利用料などでございます。

次のページをお開きください。

ふるさと基金積立事業は、ふるさと納税を基金に積み立てるものでございます。

地域通貨事業は、町内の加盟店で利用できる電子地域通貨の運用に係るもので、令和 7 年度も令和 6 年度に引き続き、原油価格・物価高騰対策を及び町の経済対策として、チャージ金額に10パーセントのプレミアムつきで、総額 3 億3,000万円を計上いたしました。

大多喜高校支援推進事業は大多喜高校支援の助成金でございます。

結婚活動支援事業は、婚活イベントの開催等、結婚を支援するものでございます。

集落支援員事業は、令和 7 年度も支援員 5 名の活動を予定してございます。

次のページをお開きください。

広域行政推進事業は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金等、広域的な団体活動での負担金でございます。

いすみ鉄道対策事業は、いすみ鉄道の運行維持及び利用増大に対するものでございます。

交流促進事業は、交流人口・関係人口の増加を推進するため、地域資源を生かした施策を実施するものでございます。

総合計画・総合戦略策定事業は、大多喜町第4次総合計画と大多喜町第3期総合戦略を策定するものでございます。

目7 電子計算費 1億959万6,000円は、印刷用消耗品やネットワーク回線料、電子計算機の保守委託料や借り上げ料などで、住民記録や税業務、健康管理システムなど基幹系業務の標準化と戸籍システムの標準化に係る経費などでございます。

次のページをお願いします。

目8 諸費は1,041万9,000円を計上しました。総合賠償保険事業は、町主催行事の賠償保険や公金の損害保険で、交通安全対策事務費は、交通安全協会補助金が主なもので、令和6年度から引き続き自転車乗車時のヘルメット購入補助などでございます。防犯対策事業は、防犯灯関連経費や特殊詐欺対応電話購入補助金などでございます。税務業務の還付費は300万円を計上してございます。

項2 徴税费、目1 税務総務費7,291万8,000円は、税務関係職員人件費と、次のページをお願いします、税務総務事務費で、関係団体への負担金等でございます。

目2 賦課徴収費3,264万4,000円は、町税の賦課徴収業務に係る事務費と、地図情報システム管理事業は、毎年実施している地図情報のデータ修正でございます。

次のページをお願いします。

税務資料ファイリング業務委託料は、令和4年度から始めた紙公図等の電子化業務でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費6,133万5,000円は、戸籍関係職員人件費と戸籍システムの保守委託料や借り上げ料等と、住民基本台帳ネットワークシステム事業は、パソコンの借り上げ料、住民票などのコンビニ交付及び個人番号カード等関連経費などでございます。次のマイナンバーカード取得促進事業は、令和6年度に引き続き、マイナンバーカードの取得促進を目指すものでございます。

次のページをお願いします。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費58万7,000円は、選挙管理委員報酬や定時登録事務処理委託料が主なものでございます。

目2 参議院議員選挙費1,121万5,000円は、令和7年7月28日任期満了に伴う参議院議員通

常選挙経費でございます。

次のページをお開きください。

目 3 大多喜町長選挙費904万2,000円は、令和 8 年 1 月28日任期満了に伴う大多喜町長選挙費でございます。

項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費380万8,000円は、統計関係職員の人件費と統計関係の事務費でございます。

次のページをお願いします。

目 2 各種統計調査費733万4,000円は、説明欄記載の各統計調査経費で、令和 7 年度は国勢調査の実施年でございます。

項 6 監査委員費、目 1 監査委員費43万8,000円は、監査委員の報酬、研修に係る経費などでございます。

次のページをお願いします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 4 億9,300万6,000円は、社会福祉関係職員の人件費と社会福祉関係の事務費、社会福祉関係団体助成事業は、町社会福祉協議会など関係団体への負担金や補助金でございます。次の障害者福祉事業は、障害者に対する各種支援や介護給付費等扶助費が主なものでございます。

次のページをお開きください。

民生委員活動事業は、民生委員の活動に対する報償費が主なもので、次の高額療養費貸付事業は、高額療養費の貸付金でございます。戦没者追悼式関係事業は、戦没者追悼式に関する経費、国民健康保険特別会計繰出金は、国民健康保険特別会計への法定繰出金、次のページをお願いします、少子化対策事業は、出産祝い金と地域通貨による入学祝い金でございます。

目 2 国民年金費548万円は、国民年金関係職員の人件費と事務費でございます。

目 3 老人福祉費1,889万7,000円は、高齢者の福祉サービス関連等の予算で、高齢者在宅生活支援事業では、緊急通報システム業務や外出支援サービスの委託料が主なものでございます。ほかに、高齢者福祉等の事業として、敬老祝い事業費、老人福祉団体助成事業、老人日常生活用具給付事業、老人ホーム施設措置事業でございます。

次のページをお開きください。

目 4 青少年女性対策費109万5,000円は、青少年相談員への報償や活動費補助と結婚支援事業でございます。

目 5 介護保険事業費 1 億9,776万8,000円は、地域包括支援センター運営事業、社会福祉法人等利用者負担額軽減事業、介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への法定繰出金、次期介護保険事業計画等策定事業は、第 2 表、継続費でも説明させていただいた、令和 9 年度から令和11年度までを計画期間とする大多喜町第10期介護保険事業計画を策定しようとするもので、低所得者保険料軽減繰出金は、介護保険の被保険者で低所得者の保険料軽減措置に対する繰出金、地域包括支援センター運営協議会事業は、協議会の委員報酬、介護人材確保対策事業は、介護職員確保補助金でございます。

次のページをお願いします。

目 6 後期高齢者医療費 1 億9,355万5,000円は、人間ドックの補助金や後期高齢者医療に係る負担金や療養給付費、後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費3,544万8,000円は、子育て支援関係職員の人件費、高校生までの医療費の助成と、子ども・子育て支援事業は、委員報酬でございます。

目 2 児童手当費 1 億167万8,000円は児童手当の支給に係るもので、目 3 母子福祉費254万6,000円は、ひとり親家庭等医療費等助成金でございます。

目 4 児童福祉施設費 3 億6,613万4,000円は、保育園関係職員の人件費と、次のページをお願いします、保育園管理運営事業は、保育園 2 園の施設管理や運営費のほかに、新たに保育園児給食の主食の提供を含む賄い材料費や、送迎バスの委託料が主なものでございます。

次のページをお願いします。

次の児童クラブ運営事業は、運営に係る人件費と児童のおやつなど食料費、電気水道料が主なものでございます。地域子育て支援センター運営事業は、関係職員人件費などで、特徴のある教育の展開事業は、英語教室に加え、サッカー教室や音楽などの情操教育、親子英語教室に係るものでございます。自然環境保育事業は、令和 6 年 4 月に千葉県の子然環境保育の認証を受けた自然体験活動等の活動をするためのものでございます。

○議長（渡辺善男君） 提案説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は 1 時から会議を再開します。

提案説明は款の 4 からということになります。よろしくお願いします。

（午前 11 時 54 分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 00 分）

○議長（渡辺善男君） 令和7年度大多喜町一般会計予算、歳出、款4の衛生費から説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、午前に引き続き、7年度予算の説明をさせていただきます。

予算書80ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億2,896万円は、衛生関係職員人件費と、保健衛生事務費は研修の負担金など、養育医療給付事業は、発達が未熟な子供の入院費の助成など、医療体制整備事業は、国保国吉病院負担金が主なものでございます。

目2予防費6,851万6,000円は、各種検診や健康診査と予防接種と健康教育などで、がん検診事業は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん検診の実施と、がん患者アピアランスケア助成金を計上しました。予防接種事業は、乳幼児の各種予防接種と子宮頸がんワクチン接種、風疹ワクチン接種、高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種、带状疱疹ワクチン接種助成金を計上いたしました。

次のページをお願いします。

健康増進事業は、健康診査、健康教育、健康相談や訪問指導などの実施でございます。感染症予防対策事業は消毒液など消耗品で、防疫対策事業は、狂犬病予防法に基づく予防経費でございます。骨髄移植ドナー支援事業は、骨髄移植及びドナー登録者の増加を図るため、ドナー及びドナーが勤める事業所に対する補助金でございます。

次の目3環境衛生費1億59万5,000円は、環境関係職員人件費と、次のページをお願いします、環境衛生事務費は、環境対策審議会委員の報酬と夷隅環境衛生組合負担金等でございます。環境保全事業は、不法投棄監視員謝礼や住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金などのほか、新たに地域活性化起業人の派遣を受けるものでございます。合併処理浄化槽設置整備事業は、合併処理浄化槽整備の補助金、面白峡発電所管理運営事業は、環境基金積立金が主なものでございます。

次のページをお開きください。

空家等対策事業は、対策協議会の開催経費でございます。

目4母子保健事業費1,463万6,000円はこども家庭センター運営事業で、乳幼児相談の医師報酬や報償費、妊婦・乳児の健康診査、子育て応援ヘルパー派遣や子育てタクシー委託料と

出産・子育て応援交付金、新生児の聴覚検査や不妊治療費助成のほか、子育て支援の施策として、役場庁舎へ授乳室の設置をしようとするものでございます。

次の目5火葬場費1,721万5,000円は、斎場無相苑の維持管理及び運営費でございます。

次のページをお願いします。

目6地域し尿処理施設管理費163万4,000円は、城見ヶ丘団地のコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

項2清掃費、目1清掃総務費4,519万3,000円は、清掃関係職員人件費と環境センターの管理経費でございます。

目2塵芥処理費1億9,860万円は環境センターの運営の経費で、ごみの収集や処分経費といすみクリーンセンターの負担金などでございます。

次のページをお願いします。

項3上水道費、目1上水道運営費1億2,651万7,000円は、令和7年4月から広域化となる水道事業の運営に係る負担金等出資金、水道未普及地域対策としての家庭用飲用井戸等の補助、飲料水供給施設維持管理事業は、水道事業広域化後、町で管理する飲料水供給施設の維持管理で、施設改修工事は伊藤地区の飲料水供給施設の改修工事でございます。

次の款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費1,994万2,000円は、農業委員会事務局職員の人件費や農業委員会委員の報酬、事務経費などでございます。

次のページをお願いします。

目2農業総務費7,934万2,000円は、農業関係職員の人件費と農業総務事務費は、農家組合長への報償費及び事務費が主なものでございます。

目3農業振興費3,408万7,000円は、農業振興事業は、会計年度任用職員の人件費と農業再生協議会補助金や農業次世代人材投資資金、農業関連団体への補助金などが主なもので、産地育成事業は、遊休農地を活用し花木を植栽することにより地域の活性化を図ろうとするものでございます。

次のページをお願いします。

目4畜産業費15万円は、畜産関係団体への補助金でございます。

目5農地費8,397万9,000円は、農地の維持保全や土地改良及び農道整備などの予算で、鉾毒ダム対策事業は、平沢ダムと八声観測所の維持管理経費、基幹農道整備事業は、川畑から平沢、田代への基幹農道の維持管理経費、土地改良関係団体事業は、農業用施設補修用材料費や関係団体の負担金と、次のページをお願いします、工事請負費は、下大多喜地先の排水

整備と上原地先中里ため池廃止工事でございます。多面的機能支払交付金事業は、集落の農地維持、共同活動及び農業用施設の維持管理を対象とするもので、実施している14団体への交付金でございます。中山間地域等直接支払交付金事業は、中山間地域等の耕作放棄地の発生防止などに取り組む活動をしている4組織に対する交付金でございます。

目6 農業施設費977万3,000円は、老川基幹集落センターと味の研修館、次のページをお願いします、農村コミュニティーセンター、都市交流センターの管理経費等でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費7,691万6,000円は、林業関係職員人件費と林業関係の事務費、イノシシ、猿、鹿、キョンなどの有害獣対策等でございます。

次のページをお願いします。

目2 林業振興費2,748万4,000円は、森林整備や林業振興及び森林環境譲与税を活用した事業で、令和7年度も災害に強い森づくり事業を計上してございます。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費6,277万9,000円は、商工関係職員人件費及び事務費でございます。

次のページをお願いします。

目2 商工業振興費1,961万8,000円は、大多喜町商工会補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金や、昨日議決いただきました商い資料館改め商家保存資料館の管理委託料と、就職情報案内事業、空き家等を活用した起業支援事業補助金でございます。

目3 観光費8,026万5,000円は、観光施設管理経費や養老溪谷のライトアップなど、次のページをお願いします、観光センター管理運営事業は観光本陣の維持管理、観光振興事業は養老溪谷観光センター指定管理料、次のページをお願いします、お城まつり実行委員会や町観光協会、大河ドラマ誘致実行委員会補助及びもみじプロジェクト補助金など関係団体への補助金が主なものでございます。天然ガス記念館管理運営事業は、施設の管理運営経費、観光推進広域連携事業は、市原市、君津市と連携し、溪谷や里山の豊かな自然環境といった共通の地域資源を生かし、新たな人の流れや観光需要を創出しようとするもので、面白峡遊歩道整備事業は遊歩道周辺整備のための用地測量、観光施設整備事業は中瀬遊歩道の整備事業でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費6,353万円は、土木関係職員人件費と、土木総務事務費は土木関係の事務経費と、次のページをお願いします、関係団体負担金、国県道維持補助金などでございます。

目2 登記費1,683万2,000円は、登記関係職員人件費と、登記の推進に係る用地測量や嘱託

登記委託料などでございます。

次のページをお願いします。

目 3 国土調査費 1 億405万6,000円は地籍調査関連経費で、令和 7 年度は、栗又、小沢又、大戸区を実施しようとするものでございます。

目 4 道の駅管理費446万8,000円は、道の駅の維持管理経費でございます。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費6,524万円は町道の維持管理に係るもので、委託料はトンネル 5 か所の設計でございます。

次のページをお開きください。

目 2 道路新設改良費6,699万1,000円は、担当職員の人件費と、町道板谷上線と小苗牛畑線の測量委託と、町道大戸立脇線及び会所弓木線の改良工事でございます。

目 3 交通安全対策費107万7,000円は、交通安全対策用の消耗品や材料費などでございます。

目 4 橋梁維持費2,044万1,000円は、町道紙敷弥七谷線の梅木橋の設計と橋梁の定期点検でございます。

項 3 都市計画費、目 1 街路事業費302万5,000円は、街なみ整備助成事業補助金が主なものでございます。

目 2 公園費31万3,000円は、お城の森公園の管理でございます。

次のページをお願いします。

項 4 住宅費、目 1 住宅管理費3,183万7,000円は、町営住宅に係る修繕料や借地料、戸建て住宅耐震診断費用補助金、横山住宅の管理等に係るものでございます。

次の目 2 宅地造成費1,144万8,000円は、城見ヶ丘団地分譲地の仲介手数料、城見ヶ丘団地定住化補助金などでございます。

次のページをお願いします。

目 3 住宅助成費1,300万円は、定住化対策として実施する住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費 2 億4,974万8,000円は、広域常備消防に係る負担金でございます。

目 2 非常備消防費3,577万5,000円は、消防団員の報酬と健康診査委託料、退職報償金支給事務負担金などでございます。

目 3 消防施設費3,211万円は、消防施設機械器具の整備等の経費で、消防用施設整備事業では、森宮地先に新たに防火水槽の設置、消防機械器具整備事業は、次のページをお願いし

ます、第1分団第2部の小型動力ポンプつき積載車の更新でございます。

目4 災害対策費 1億3,685万7,000円は、地域防災対策事業は防災会議委員の報酬、災害時の職員手当、防災備蓄品の購入、自主防災組織への防災用資機材の購入などのほか、防災無線の更新工事でございます。排水機場管理事業は久保排水機場、八声水門、葛藤水門の管理、国民保護対策費は国民保護協議会委員報酬、防災無線維持管理費は防災行政無線の維持管理に係る経費でございます。

次のページをお開きください。

款9 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費101万1,000円は、教育委員報酬、その他教育委員会関連経費でございます。

目2 事務局費 1億638万4,000円は、教育長や教育関係職員の人件費、登下校待機児童支援員や特別支援教育支援員等の報酬及び小中学校の校外学習等の移動用車両借り上げ料、教育関連団体への負担金及び補助金、委員会施設管理経費などでございます。

次のページをお願いします。

項2 小学校費、目1 学校管理費7,242万2,000円は、小学校管理事務事業は学校医・薬剤師の報酬、送迎バスの委託料が主なもので、小学校施設管理事業の、次のページをお願いします、備品購入費は、小学校のパソコン及びパソコンシステム等の購入でございます。学校管理事業、西小と大小は、小学校2校の事務や施設管理経費等でございます。

目2 教育振興費2,874万1,000円は、小学校2校の教育活動で使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金などで、次のページをお願いします、小学校教育振興事業は、英語教室業務委託料、学校給食費の無償化に係る補助金、要保護・準要保護児童学用品費等補助金などでございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費 1億3,063万9,000円は、学校医・薬剤師の報酬、通学用の送迎バス委託料などと、次のページをお願いします、パソコン借上料、学校管理事務経費や校舎等の施設管理経費などのほか、体育館と柔剣道場の空調設備工事でございます。

目2 教育振興費3,776万8,000円は、クラブ活動助成費補助金、中学校遠距離通学費補助金、次のページをお願いします、外国語指導助手の委託料、学校給食費の無償化の補助金、要保護・準要保護児童学用品費等補助金などでございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費4,898万8,000円は、社会教育関係職員人件費、社会教育委員の報酬や事務経費、関係団体への補助金などが主なものでございます。

目2 公民館費 1億2,780万4,000円は、公民館の光熱水費や、次のページをお願いします、

施設警備や清掃業務委託などで、令和7年度は空調設備工事を計上してございます。

次の目3 図書館費1,585万9,000円は、図書館の会計年度任用職員人件費と光熱水費や施設警備などの施設管理費、次のページをお願いします、パソコン借上料や図書情報データ使用料、図書の購入費など、町史編さん事業は、令和4年度から令和7年度まで4年かけ実施するものでございます。

目4 文化財保護費57万円は、文化財審議会委員報酬や文化財関連の補助金や負担金で、目5 視聴覚教育費28万6,000円は、いすみ市・夷隅郡視聴覚教材センターの負担金でございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費2,128万7,000円は、保健体育関係職員人件費とスポーツ推進委員報酬、次のページをお願いします、町体育協会補助金、郡体育協会への負担金などでございます。

次の目2 体育施設費1億1,812万8,000円は、海洋センター及び屋外スポーツ施設の管理運営経費と、アーバンスポーツ施設整備運営事業は、アーバンスポーツ施設パンプトラックの整備でございます。

目3 学校給食費1億1,593万7,000円は、学校給食に関する経費で、学校給食センター関係職員人件費や、次のページをお願いします、光熱水費、給食の材料費、給食配送委託が主なものでございます。

次の款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費と項2 公共土木施設災害復旧費は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した農地や農業施設及び町道の災害復旧事業費でございます。

次のページをお願いします。

款11 公債費、項1 公債費、目1 元金は4億2,812万5,000円、目2 利子は1,364万8,000円で、町債償還の元金及び利子でございます。

款12 予備費、項1 予備費は、前年度同額の500万円を計上させていただきました。

次の142ページから153ページまでの給与費明細書は説明を割愛させていただき、154、155ページをお願いします。

継続費に関する調書で、複数年にわたり実施する表内の事業の支出予定額や進行状況でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名総合計画総合戦略策定事業、この事業は令和8年度からの10年間を計画期間とする大多喜町第4次総合計画基本構想と、その前半5年間を計画

期間とする前期基本計画及び大多喜町第3期総合戦略と人口ビジョンの策定を令和6年度、7年度で実施するものでございます。

款項同じく、事業名、電子計算業務費、この事業は国の進める地方公共団体の基幹系業務標準化の戸籍システム標準化を令和6年度、7年度で実施するものでございます。

次の款9教育費、項4社会教育費、事業名町史編さん事業は、平成の約30年間の大多喜町町史の編さんを令和4年度から7年度までの4か年で実施するものでございます。

次の款9教育費、項5保健体育費、事業名アーバンスポーツ施設整備運営事業は、アーバンスポーツ施設パンプトラックを令和6年度、7年度で整備しようとするものでございます。

次の款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名農業施設災害復旧事業は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した下大多喜の四ッ縄ため池の復旧工事を令和6年度、7年度、8年度の3か年で実施するもので、各事業の計画額、年割額、支出額及び進捗率は記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。

この調書は債務負担行為に関する調書で、限度額、前年度までの支出見込額、当該年度以降の支出予定額、財源内訳を記載したものでございます。

次のページをお願いします。

この調書は地方債に関する調書で、区分ごとの年度末の現在高及び現在高の見込みに関するもので、158ページの前々年度末現在高は令和5年度末、前年度末現在高見込額は令和6年度末、159ページの右端は令和7年度末の現在高見込額でございます。

以上で令和7年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

これで議案第28号 令和7年度大多喜町一般会計予算の説明を終わります。

次に、日程第8、議案第29号 令和7年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、議案第29号 令和7年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明をさせていただきます。

予算書の161ページをお開きください。

令和7年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次に、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきますので、168、169ページをお開きください。

歳入。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金4万5,000円を基金利子として計上いたしました。

次のページ、170、171ページをお開きください。

歳出。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費4万5,000円を計上しました。これは、歳入で受け入れた基金利子を基金に積み立てるものでございます。令和7年度予算では、基金運用額を前年度の3億円から1億円に変更し基金運用を計画しております。

以上で議案第29号 令和7年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

これで議案第29号 令和7年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第9、議案第30号 令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 議案第30号についてご説明いたします。

予算書173ページをお願いいたします。

令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,357万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

詳細につきましては、事項別明細書により本年度予算額を中心にご説明いたしますので、180、181ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1 国民健康保険税は本年度2億341万1,000円で、国民健康保険税として加入者に負担いただく必要額を計上いたしました。現年度課税分、滞納繰越分等の明細は節欄記載のとおりとなります。

款2 一部負担金1,000円は前年度と同額を、次の款3 使用料及び手数料1,000円は保険税に係る督促手数料を計上しました。

款4 県支出金7億7,223万2,000円は、保険給付費及び保健事業費に対して交付されるもので、実績等を考慮し、前年度比3,633万7,000円の減で計上しました。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金9,364万9,000円は、保険税軽減に対する後期負担分、職員給与費そのほか事務的経費等を一般会計から繰り入れるもので、前年度比544万7,000円の増で計上しました。

次のページをお開きください。

基金繰入金は、本年度予算計上はございません。

次の款6 繰越金273万9,000円は前年度繰越金で、前年度比726万1,000円の減で計上しました。

款7 諸収入、項1 延滞金及び過料は、実績を考慮し72万円を計上しました。

次の項2 雑入82万1,000円は、183ページ節欄に記載のとおり、第三者納付金や特定健康診査徴収金等となります。

歳入は以上となります。

続いて、歳出を説明いたしますので、184、185ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、本年度2,933万4,000円は、職員人件費、事務費、国保連合会負担金分として、前年度比93万7,000円の増で計上しました。

次の項2 運営協議会費6万3,000円は前年度と同額でございます。

款2 保険給付費は、医療費に係る町負担分として、過去の給付実績等を考慮し計上いたし

ました。

保険給付費の内訳となりますが、項 1 療養諸費は、次のページをお願いいたします、本年度 6 億 5,497 万 5,000 円で、前年度比 3,388 万 7,000 円の減で計上しました。

次の項 2 高額療養費は 9,759 万円、前年度比 101 万 2,000 円の減で計上しました。

次の項 3 移送費は前年度と同額の 5 万円を、次の項 4 出産育児諸費は前年度比 50 万円減の 100 万 1,000 円を計上しました。

次の項 5 葬祭費は前年度比 10 万円減の 90 万円を計上、次の項 6 傷病手当金は本年度予算計上はありません。

次に、款 3 国民健康保険事業費納付金は、千葉県に国民健康保険事業に係る負担金として納付するもので、内訳は、項 1 医療給付費分 1 億 7,360 万円、前年度比 1,506 万円の減、次のページをお願いいたします、項 2 後期高齢者支援金等分 6,343 万 3,000 円、前年度比 385 万 9,000 円の減、次の項 3 介護納付金分 2,546 万 4,000 円、前年度比 217 万 8,000 円の減でそれぞれ計上しました。

款 4 保健事業費、項 1 保健事業費 436 万 1,000 円は、医療費の削減に資する経費を計上しました。

次の項 2 特定健康診査等事業費 2,128 万 2,000 円は、特定健康診査や特定保健指導に係る経費で、前年度比 182 万円の増で計上しました。

款 5 諸支出金 142 万 1,000 円は、過年度分の保険税還付金に係る経費となります。

次のページをお願いいたします。

款 6 予備費は前年度と同額の 10 万円を計上しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

これで議案第 30 号 令和 7 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第 10、議案第 31 号 令和 7 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第 31 号についてご説明いたします。

予算書の 205 ページをお願いいたします。

令和 7 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,497万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

詳細につきましては、事項別明細書により本年度予算額を中心にご説明させていただきますので、212、213ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料1億2,541万2,000円は、千葉県後期高齢者医療広域連合で定める保険料率に基づき算出された保険料を、前年度比189万5,000円の増で計上しました。

款2 使用料及び手数料は、督促手数料として前年度と同額の1,000円を計上しました。

款3 繰入金3,899万5,000円は、事務費分と保険料軽減に対する公費負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度比30万9,000円の増で計上しました。

款4 繰越金は前年度からの繰越金で、前年度と同額10万円を計上しました。

款5 諸収入47万1,000円は、広域連合から交付される保険料還付金などになります。

以上が歳入の説明となります。

引き続き、歳出についてご説明いたしますので、214、215ページをお願いいたします。

款1 総務費は事務的経費で、内訳は、項1 総務管理費が108万5,000円、前年度比42万9,000円の増で、次の項2 徴収費45万4,000円は、前年度比14万3,000円の増でそれぞれ計上しました。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金1億6,296万8,000円は広域連合に納付するもので、前年度比163万2,000円の増で計上しました。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金47万1,000円は保険料還付金として、項2 繰出金1,000円は他会計繰出金として、それぞれ前年度と同額を計上しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

これで議案第31号 令和7年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第11、議案第32号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第32号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計予算案につきまして、提案説明をさせていただきます。

予算書217ページをお開きください。

令和7年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,184万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、224、225ページをお開きください。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1保険料、第1号被保険者保険料につきましては、月額5,400円の保険料基準額に基づき、所得段階に応じた13段階の保険料率及び推計した第1号被保険者3,557人を基に2億2,393万4,000円、前年度比2.4パーセントの増で計上させていただきました。

続きまして、款2分担金及び負担金は、介護予防教室事業参加者負担金として、前年度同額12万円でございます。

款3使用料及び手数料も、前年度同額6万9,000円を計上いたしました。

款4国庫支出金は、保険給付費の国の法定負担分として介護給付費負担金1億8,490万2,000円を、項2国庫補助金につきましては、目1調整交付金から目5保険者努力支援交付金として8,768万4,000円を計上いたしました。

款5支払基金交付金は、介護給付費交付金として2億8,942万8,000円、地域支援事業支援交付金として400万3,000円を計上いたしました。

款6県支出金は、県の法定負担分として介護給付費県負担金1億6,348万2,000円を計上いたしました。

226、227ページをお願いいたします。

項2県補助金には、地域支援事業交付金の県負担分として658万4,000円を計上いたしました。

款7繰入金、項1他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として1億8,949万6,000円でございます。このうち、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金は、町の法定負担分となりま

す。

項 2 基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として202万6,000円を計上いたしました。

款 8 繰越金は前年度金からの繰越金として1,000円を、款 9 諸収入、延滞金として1,000円、雑入には11万2,000円を計上させていただき、内訳として、第三者納付金及び介護給付費返還金、生活保護者の介護認定調査等手数料、予防給付介護負担金及び介護予防ケアマネジメント負担金となっております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

228、229ページをお開きください。

款 1 総務費は、右側説明欄のとおり、介護保険関係職員 3 名分の人件費、次、2 段目、介護保険事務に係る事務費、3 段目、国保連合会負担金などとして、総務管理費合計2,855万2,000円を計上いたしました。

中段となります。介護保険賦課徴収事業でございますが、介護保険料の賦課徴収に係る事務費として161万7,000円、一番下の段、介護認定調査事業は、主治医意見書作成手数料などで307万1,000円、231ページをお願いいたします、一番上の丸となります。介護認定審査会共同設置事業は、夷隅郡市 2 市 2 町で設置する介護認定審査会の設置運営に係る負担金として297万4,000円でございます。2 段目、介護保険運営協議会事業は、運営協議会委員報酬、委員12名で 1 回分を計上しております。3 段目、公的介護施設等整備事業者選定委員会事業でございます。施設の整備等に係る審査を行う選定委員会委員 4 名分の報酬として 1 万4,000円を計上いたしました。

230ページをお願いいたします。中段でございます。

款 2 保険給付費でございますが、第 9 期介護保険事業計画の策定に際し、推計した数値に基づき予算計上させていただきました。

項 1 介護サービス等諸費は、要介護 1 から 5 の認定を受けた方に対する居宅介護、地域密着型介護、福祉用具の購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等に係る給付費となります。

下の段、項 2 介護予防サービス等諸費は要支援 1、2 の認定を受けた方に対する給付費となります。

232、233ページをお開きください。

2 段目、項 3 その他諸費は、介護報酬の審査支払いに係る手数料として64万円を計上いた

しました。

項4 高額介護サービス等費につきましては、利用者負担の上限額を超えた場合に支給するものとなります。

項5 高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合計が年間の限度額を超えた場合に支給されるものでございます。

項6 特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得の方が施設に入所した場合の食費と居住費の自己負担額を軽減するために支給されるものでございます。

234、235ページをお開きください。

款3 地域支援事業費でございますが、保険給付費と同様に第9期介護保険事業計画の策定に際し、推計した数値に基づき予算計上をしております。

項1 介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましては1,186万2,000円。これは、要支援者等に係る訪問介護、通所介護の経費、ケアプラン作成経費、短期集中予防サービス等の経費でございます。

下の段、項2 一般介護予防費につきましては325万6,000円で、脳トレ教室やいきいき塾等による介護予防の普及啓発のほか、地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職員を派遣するための経費となります。

236、237ページをお願いいたします。

項3 包括的支援事業・任意事業は合計で2,785万6,000円で、地域包括支援センター職員3名分の人件費のほか、介護給付費の適正化に係る経費、寝たきりの高齢者等へのおむつの支給及び成年後見人制度の利用者支援などに係る経費、そのほか地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターの報酬及び手当、認知症初期集中支援チームの医師等への経費となります。

一番下、項4 その他諸費につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払いに係る手数料として3万6,000円を計上いたしました。

238、239ページをお開きください。

款4 基金積立金でございますが、介護給付費準備基金への積立金として1,000円を、款5 予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上させていただきました。

款6 諸支出金につきましては、過年度保険料の還付金や保険給付費、地域支援事業費に係る国県支払基金等の法定負担金の精算に伴う返還金として50万3,000円を計上いたしました。

以上で令和7年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わりにさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

これで議案第32号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

以上で、一括議題とした議案第28号から議案第32号までの令和7年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算の提案説明を終わります。

◎日程の追加

○議長（渡辺善男君） お諮りします。

ただいま、町長から、議案第33号 指定管理者の指定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 指定管理者の指定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（渡辺善男君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 追加日程第1、議案第33号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） それでは、議案第33号 指定管理者の指定について、ただいまお配りいたしました議案をご覧ください。

初めに、提案理由及び指定管理の候補者についてご説明させていただきます。

昨日の、大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について議決いただ

いたことに伴いまして、釜屋を大多喜町商家保存資料館として、4月より単独で運営していくこととなります。この資料館につきましては、江戸時代の面影を残す城下町通りに位置しており、明治9年に建てられた土蔵造りの貴重な建造物で、城下町の観光施設として地元や観光客に親しまれているところでございます。

現在は、本町の観光振興の中核を担う一般社団法人大多喜町観光協会が指定管理者となり、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで運営を行っているところでございます。次期指定管理者の選定につきましては、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条各号に掲げる選定基準から、公の施設の設置目的を効果的・効率的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理ができているかなどを確認いたしました。

指定管理期間中は施設を活用して、少しでも誘客につながるよう、物販の販売や自主事業として、不要となった5月人形を町内外から寄附を頂き、展示イベントの開催や地域の団体と連携し、古い着物を展示した歴史展を開催するなど話題づくりにも努め、積極的に誘客増加を図っております。入館者につきましては、直近の3年間の入館実績は、令和4年度5,268人、令和5年度4,922人、令和6年度1月まで3,460人、3年間月平均約400人と安定的に来館者が訪れているところでございます。

雇用につきましては、7人の従業員を雇い、地域の方々の雇用の創出にも貢献しております。従業員の来館者への説明も丁寧に行っており、施設の美化も清掃等は行き届いており、きれいに管理されております。また、令和5年度の久保川の氾濫時には、床上浸水し、畳等に影響がございましたけれども、施設の早期復旧に向けて速やかに対応しておりました。

このことから、選定基準を満たしていると判断し、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の規定を適用し、当該施設の指定管理については、公募によらず、一般社団法人大多喜町観光協会を指定管理者の候補とさせていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設、大多喜町商家保存資料館。

2、指定管理者、夷隅郡大多喜町大多喜270番地1、一般社団法人大多喜町観光協会、代表理事、野口宗生。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

以上で指定管理者を指定することについての提案説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、既に通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、来週3月11日及び12日の午前9時、合同での常任委員会協議会がこの場所で改正されますので、よろしくお願いします。

3月11日は総務文教常任委員会が所管する事務について、また、3月12日は福祉経済常任委員会が所管する事務となります。

また、最終日である3月18日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

これをもちまして本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会とします。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

(午後 1時58分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 3 号)

令和7年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和7年3月18日（火）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	市原芳則君	農林課長	秋山賢次君
農林課主幹	森芳博君	商工観光課長	渡邊陽二君
環境水道課長	小高一哉君	会計室長	須藤明実君
教育課長	吉野正展君	生涯学習課長	木島丈佳君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
------	------	----	------

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第28号 令和7年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第29号 令和7年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第30号 令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第31号 令和7年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第32号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 6 発議第 1号 大多喜町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 発議第 2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 1 請願第 1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める請願書
- 追加日程第 2 発議第 3号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める意見書の提出について
- 追加日程第 3 議案第34号 農業用施設災害復旧工事502（ため池）／441請負契約の締結について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） おはようございます。

町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

本日は審議期間の最終日となりますが、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、行政報告をさせていただきます。

令和7年第1回議会定例会3月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、議長はじめ議員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、3月会議初日以降のもので、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承を賜りたいと思います。

さて、本日の会議は、令和7年度当初予算に係る質疑と採決などとなっておりますが、先般の議会初日で予算編成方針を説明させていただき、先週の常任委員会協議会において、関係各課から各種事業の説明をさせていただいたところでございます。

令和7年度一般会計予算は、第3次総合計画後期基本計画及び第2期総合戦略の計画の最終年でもあり、計画に位置づけた各事業を着実に推進するための予算とさせていただいております。

また、介護保険特別会計予算は、過日議決いただいた第9期介護保険事業計画の2年目であり、計画に基づいた予算とするなど、特別会計及び企業会計におきましても、目的に沿った予算とさせていただいております。

議員各位におかれましては、ご審議の上、可決くださいますよう心からお願い申し上げまして、行政報告に代えさせていただきたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。3月5日以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、そのうち3月17日に第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。

この件につきまして、7番渡邊泰宣君から報告願います。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それでは、昨日3月17日、国保国吉病院第1回定例会3月会議が午前10時から開かれました。本町から末吉昭男議員、加々美昌美議員と私の3人で出席しました。

議事に入る前に、空席となっておりました議長の選出があり、本町の末吉議員が議長に選出されました。

また、会議に先立ち、太田管理者からご挨拶がございました。内容については概要を紹介させていただきますが、事業状況についての報告がありましたけれども、コロナウイルス感染症につきまして、今も相変わらず検査や治療を継続しております。感染者、入院患者も切れ目なく、夷隅郡内の高齢者施設や医療機関ではクラスターも発生している状況のようです。引き続き重症化のリスクのある方については積極的に対応してまいります。

また、医師確保の状況につきましては、今年度の常勤議員は内科医師6名、外科医師2名で医療体制となっておりますということでございます。また新たに、整形外科については医師1名の着任が決定しており、常勤議員総勢9名となるということでございます。

近年の国の一定人口の区切りの年ですが、2050年のいすみ市の場合は、人口予測では2万1,000人とされておりますが、市はこの予測を上回る2万4,000人を確保すべく努力をしているところでございます。また同様に2町も厳しいと思っております。このような人口減と高齢化が深刻な中、医療センターが住民の期待にどう応えていくかが今問われております。

今回の議案ですが、第1号から6号につきましては条例の一部改正、主なものですが、法律の一部改正による条例の改正、また人事院勧告、千葉県人事委員会からの勧告に基づく給与の一部改正でございます。

第7議案は、令和7年度国保国吉病院病院事業会計予算についてであります。この内容については、3条予算の収益的収入及び支出では37億3,006万円を計上し、また、4条の予算の資本的支出で3億4,773万3,000円を計上いたしました。

以上のような内容でご挨拶がございました。

議会に事務局より付議された事件は7件で、1号から6号までは予算関係の予算等、また給与関係の事件でございます。7号につきましては、令和7年度国吉病院関係事業会計予算であります。8号については、これは発議1号ということで、国保国吉病院議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを、いすみ市の井上議員が発議案として提出されました。その中で、ほぼ全部の議案については質疑なしで議案どおり通りました。7号については、一部質疑がありましたけれども、全員賛成ということで終了いたしました。

議会終了後の委員長の報告でございますが、いつもと同じような内容でございますが、一番困っているのは医師の不足と看護師の不足、それからやらなければいけないことは訪問看護、この地域に一番困っている内容のことでございますが、訪問医療と訪問看護を重点に行いたいということでございます。

また、亀田病院から派遣された久保田先生という脊髄、脊柱関係の専門の先生でございますが、約6,500の手術例を持っている先生でございますが、新たに国吉病院の顧問を兼ねて週2回の診察を受けているということでございます。これも予約制で月2回の予約でございますが、第2と第4木曜日の午後からということで予約で診察を受けていると。また、病院も病床確保のために手術を増やしたり、あるいはその診察を増やしたりということで努力しているということでございます。

以上、雑駁でございますが、国保国吉病院の議会報告とさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺善男君） これより日程に入ります。

本日の会議は、既に配付いたしました議事日程（第3号）により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第1、議案第28号から日程第5、議案第32号までの令和7年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算については、既に一括議題として提案理由の説明が終わっております。

3月5日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、令和7年度の各歳入歳出予算書から質疑され、質疑の際は予算書のページを必ず示していただくとともに、議題外にわたり、また、その範囲を超えることのないようご留意願います。

また、質疑については、過日の新年度予算に係る合同による常任委員会協議会で詳細な質疑、説明はされておりますので、会議規則どおり、各会計の議題について1人3回までとし、併せて1回の質問で複数に及ぶことがないように、簡明に質疑されるようお願いいたします。

それでは、これから質疑に入ります。

議案第28号 令和7年度大多喜町一般会計予算の質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとします。また、歳出については款ごとに行います。

初めに、歳入及び歳出のうち、款1議会費、款2総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 58、59ページ、マイナンバーカード取得促進事業についてでございますが、473万円が計上されていますが、令和6年度までの実績と、令和7年度のさらなる取得促進に向けてどのように取り組む予定か伺います。

○議長（渡辺善男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、ただいまの質問に税務住民課からお答えしたいと思います。

初めに、マイナンバーカードの令和6年度の実績ということでございますけれども、数字的なものと、どういう事業だったかというところでお答えさせていただければと思います。

数字的なところでは、交付者数というところでお答えしたいと思いますけれども、令和6年4月1日から令和7年2月28日までのマイナンバーカードの交付者数がちょうど500人になります。現在の交付者の総数は7,320人になります。

続いて、令和6年度の取得促進に対するどのような取組をやったかというところで、まず時間外窓口のほうを開設しております。毎月第2日曜日の午前中、予約制というところで実施させていただいております。それから、要望があった場合に、役場のほうに来られないというような方に対して、あるいはまた企業等で申請をしたいという方がいるというような場

合について、出張で申請の受付のほうをやっております。それは自宅にも伺いますし、施設ですとか、企業等に伺うようなことを実施しています。

それから、あと未申請の方に対する申請の勧奨ということで、16歳から22歳の方で未申請の方を対象に申請書と申請勧奨の文書のほうを送付しています。

あと、高齢者の方の未申請者ということで、70か75歳の年齢の中でマイナンバーカードの未申請者に対して、やはり申請書と申請勧奨の文書のほうを送付をしております。

また、母子手帳を交付する際に、出生の届出と同時にマイナンバーカードの申請ができるというような内容を記載したチラシのほうを、健康福祉課さんのほうにお願いしてそういうチラシを配っていただきたいということで、これについてはこの3月から実施するようにしております。

あとは、広報紙へのマイナンバーカード関連の記事の掲載ということで、先ほどちょっとお話ししました時間外窓口の開設をしていますよというのを、これは毎月、いつやりますということで掲載をさせていただいています。

あと、コンビニ交付の利用促進も含めて、マイナンバーカードがあると住民票等についてコンビニ交付で受け取ることができるというような内容ですとか、先ほどお話ししました出張申請をやっていきますとか、あとマイナ保険証としてマイナンバーカードが利用できますよとかというような内容の記事について9回、これまでに広報に掲載しております。

あと、チラシを作成して、この3月末の広報の発行に合わせて各世帯にまたチラシを配布する予定であります。

6年度の実績については以上で、令和7年度のどのような取組をやるかということでございますけれども、基本的には令和6年度と同じような内容で実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） ただいま取得実績の報告がありましたけれども、マイナンバー保険証の取得実績がどのくらいか伺えればと思います。

また、町内の医療機関等におけるモバイル端末機器と読み取り機器の整備状況、それとそれの利用実績について、分かれば教えていただければと思います。

○議長（渡辺善男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） マイナンバーカードでマイナ保険証を使えるようにしている方の数ということでよろしいでしょうか。

先ほど7,320人ほど交付しているというようなお話をしましたけれども、この方々がどれだけマイナンバーカードでマイナ保険証を使えるようにしているかというのは、うちのほうでも把握ができなくなっております。ただ、国民健康保険と後期高齢者に加入している方については、町が保険者になりますので、どれくらいの方がひもづけを、マイナ保険証として利用しているかというのについては分かりますので、その数字でお答えさせていただければと思います。

初めに、国民健康保険のほうでマイナ保険証として利用している人の数が1,478人、これが令和7年2月末現在の数字になります。約76パーセントの方ですね。後期高齢者のほうは、やはり令和7年2月末現在で1,507人の方がマイナ保険証として利用できるように登録をしています。こちらにつきましても約76パーセントの方がそのような手続をしていると。

続いて、町内の医療機関でマイナ保険証を読み取る装置がどれくらいの施設であるかということでもよろしいでしょうか。そちらについては、町内の医療機関では全て置いているようですので、どこでも利用できるというふうに思われます。

それから、その利用率についてはうちのほうでは分かりませんので、ちょっとお答えできないんですけれども、国民健康保険と後期高齢者の、先ほどひもづけしている人たちがどれだけ利用しているかという率であれば分かりまして、それが、令和7年1月の診療に対して、国民健康保険でどれだけの方がマイナ保険証を使ったかという率が23.2パーセント、同じく後期高齢者については、やはり1月の利用状況は18パーセントというような状況となっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

5 番志関希久夫君。

○5 番（志関希久夫君） 質問いたします。

予算書の42、43ページでございます。その下段にあります会計事務費の関係につきましてご質問を申し上げます。

会計管理費の会計事務費の中の役務費の手数料についてでございますが、前年に比べまして158万9,000円増額となって269万3,000円の計上があります。会計室からは、増額分は総務省から口座振込手数料の適正化によるものと説明がありました。私も調べました。そのとこ

ろ、総務省の担当課から令和4年3月に、公金収納等事務についての適正な経費負担となるよう見直しというような内容の総務省通知がされている、法令に伴ったものだと考えております。

近隣の自治体では、令和6年4月1日から振込手数料の有料化を実施しているまちもございます。大多喜町においては、令和6年度予算補正の中にはそういった項目が計上されていませんでした。令和7年度から公金の振込に手数料が発生する、そのための増額と解します。

質問でありますけれども、大多喜町と他の自治体でなぜ実施時期に差が生じているのか。

また、予算に新たな増額が生じたことから、係る経費の効率的な執行、例えば同一債権者で同一口座に複数件の支払いがある場合、支払いを集約するなど減額等の方策は検討しているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺善男君） 会計室長。

○会計室長（須藤明実君） それでは、会計室からお答えさせていただきます。

まず1つ目の質問の、他の市町村と振込手数料の有料化が、日程が異なるということなんですけれども、それにつきましては指定金融機関ごとに開始をする日程が定められておりますので、大多喜町の指定金融機関では、公金の支払い時の振込手数料は令和7年7月から有料化されるということになっております。振込手数料は指定金融機関への振込は1件当たり55円、他の金融機関への振込は132円となります。

振込手数料の有料化の対応といたしましては、振込手数料を縮減するために、支払い先業者と振込口座が同一で複数件の支払いがある場合は、支払い件数を集約するよう財務システムの設定を変更する準備をしております。各支払い先業者には集約された金額で振込をすることをホームページなどで周知し、集約された内容が分かるように支払い通知書を送付する予定となっております。

以上となります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ご回答ありがとうございました。承知いたしました。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

2番森久君。

○2番（森 久君） 予算書53ページのいすみ鉄道基盤維持費補助金でございます。この見積りの根拠を教えてくださいたいと思います。復旧工事費の負担としてはとても少ないよう

に思われます。それとも、ほかのどこかの、この予算書のどこかに示されているのでしょうか。あるいは全く計上されていないのでしょうか。全くとは言えませんね、ここに若干、3,700万円ほど計上されておりますけれども、教えていただきたいと思います。

なお、東洋経済オンラインでの櫛田泉氏の記事によりますと、いすみ鉄道は2023年1月に関東運輸局から行政指導を受け、いすみ鉄道はそれに対して改善措置を講じたとする趣旨の報告をしていますが、2024年、昨年ですね、6月の関東運輸局の保安監査では、実施できていない箇所があったとのこと。そして10月に事故が発生しましたので、私は、いすみ鉄道の経営の在り方について疑問を持っています。

復旧工事費を負担することは当然ですが、渡しきりにするのではなく、支出の適切性について、大多喜町は大株主の一人として、つまりいすみ鉄道経営の下での主要な出し手の一人として、きちんと監視すべきであると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、企画課のほうからお答えさせていただきます。

いすみ鉄道の基盤維持補助金の積算根拠をとということで、金額的にも復旧に係る部分が含まれていないんじゃないかなというご質問でございますが、まず令和7年度の基盤維持費補助金の積算の根拠につきましては、もともと10年間の長期の計画がございます。それに基づいた様々な路線整備であるとか、そういったものの積み上げで、事故が起きる以前の計画に基づいた、過分に対しての補助の積み上げでございます。

それと、お話いただいた復旧の件なんですけれども、鉄道の運行再開につきましては、まずは大多喜大原間を優先して復旧及び路線整備をすることで、令和6年度の基盤維持補助金で予算措置させていただき、復旧に当たっているところでございます。

しかしながら、令和6年度にこの復旧工事が完了しないため、先般の3月補正にて予算の繰越しに承認いただき、今後も引き続き復旧を進めていくことになっております。

現時点では、7年度予算において運行再開に係る復旧費、これは計上しておりませんが、路線全体の運行再開までには見通しが立っていない路線整備が実際ございますので、現在も現地調査が進められておるところです。今後、また必要となる路線整備費が明確になりましたら、改めて予算要求させていただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 47ページの下のほうの地域おこし協力隊事業についてお伺いいたします。地域おこし協力隊業務委託についてです。

地域おこし協力隊は、年間報酬が1人当たり320万円と活動費が200万円がお支払いされているとのことですが、昨年度から始まった地域おこし協力隊事業の委託の予算が3,640万円、そのうち、新規で呼ぶ方が4名に対しての報酬活動費、それ以外の委託金額の内訳を教えてください。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 地域おこし協力隊の委託費の関係でございますが、久保議員おっしゃるように、1人当たり人件費で320万、それから活動費で200万ということで、これについては国からの交付税措置の上限がこういう形で示されておりますので、1人当たり520万円というところの経費を積算の基礎としておるところです。

4名分につきましては2,080万円ということで、520掛ける4で。その他につきましては、実は昨年度からこの委託型を始めさせていただいておりまして、来年度2年目を迎える隊員のための経費も含まれてございますので、この3,640万円の中には520万掛ける7名分ということで、そういった内訳になっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

もう一つ質問なんですけれども、地域おこし協力隊事業の業務委託で、新たな隊員を雇用していただく事業者さんを企業や個人事業主の中から募集するということで、昨年はJ P F a g r iさんが採択され、雇用された隊員さんは令和6年度から令和8年度までの3年間活動されるとのことですが、昨年度に雇用された隊員さんは現在どのような分野で活動されていきますか、教えてください。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 隊員の活動の内容について、企画課のほうからお答えさせていただきます。

業務を受託されましたJ P F a g r iにつきましては、もともとスポーツと農業のデュアルキャリアの形成という取組をされておる事業者でございます。

新たに雇用された3名の隊員の方につきましては、その中に入りまして、小中学生のバス

ケットスクールであったり、幼児の運動教室、また大人のための健康体操教室など、a g r i が主催するそういったイベントの企画運営に携わりながら、農業の分野におきましても、耕作放棄地や放置竹林の活用を含めまして、米作りの経験を積むなど3年後の起業、就業に向け現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 54ページ、55ページをお願いいたします。

防犯対策事業の関係であります。近年、凶悪犯罪が多数発生している事案、これ新聞、テレビでよく見かけるわけでありますけれども、つい最近、私の住んでいる地区でも住家に隣接する空き家に、窓ガラスを、施錠を解除するに足る分だけ割って、室内に侵入された事件が発生したばかりであります。幸いにも盗難されたものはなかったということでありますけれども、捜査に来られた警察官からは、雨戸を閉めて施錠してセンサーを取り付けるようにという指示があったということでありますけれども、自己防衛しか手だてがないということとを、一抹の悔しさを感じるところであります。

しかし、公共の福祉においては、犯罪抑止ということがあります。防犯灯もその一つであると考えられます。このことにつきましては、常任委員会協議会においても一部質疑がなされましたが、そのときの回答は年間3基から4基を設置するということでありました。これは主に通学路が中心のようなお話でありましたが、しかし先ほど事案を申し上げましたけれども、空き家に強盗が入ったという事件、防犯灯の設置は通学路も大事でありますけれども、空き家が増えている以上、そういう観点からも区内の防犯、すなわち犯罪抑止に必要な箇所に防犯灯の設置が必要ではないかと考えるわけであります。

新年度予算の計上額、これは令和6年度の計上額と同様の14万4,000円となっておりますが、区内の希望を調査いたしまして、必要に応じて補正予算で増設等の対応をするお考えがあるかないかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問に対しまして、総務課のほうからお答えさせていただきます。

第3期総合計画の後期基本計画の施策の内容においても、各地区から寄せられる防犯灯新規設置要望に対し、現地確認するとともに、通学路については大多喜町通学路安全対策協議

会に諮り、適正配置に努めるという形でされているところでございます。

令和２年度までにつきましては、第３次総合計画に掲げた目標の年間２灯ということで７万２,０００円の予算を計上しておったところでございますが、令和３年度からは倍の４灯分の予算１４万４,０００円を計上し、新規の要望等に対応をさせていただいているところでございます。

この予算の積算根拠といたしましては、東電柱や既存の鋼管柱などに添架できた場合の防犯灯灯具の新規の取付けに係る経費でございます。要望場所によっては添架する電柱、鋼管柱がなく、その灯具を添架するための柱の敷設も必要な場合があります、この経費が発生した場合は、通学路だけに限らず、必要な集落道の場所への要望にもお応えできないことも想定されるところでございます。

このようなことから、議員のおっしゃるとおり、昨今の不透明な物価高騰による価格変動等も併せて勘案しながら、必要に応じて補正予算を提案させていただき、防犯灯に係る設置基準等に基づき、適正な配置、設置に努めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

３番渡辺八寿雄君。

○３番（渡辺八寿雄君） ただいまはありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、４６ページ、４７ページであります。定住化対策事業でありますけれども、ここに負担金補助及び交付金として、ＵＩＪターンによる起業・就業者等創出事業補助金２００万円の計上がございます。

この事業は、先般の説明では、東京２３区から、それ以外の地域で就業した場合に単身で５０万、２人以上の世帯で１００万、１８歳未満の子供がいる場合には１人１００万円を加算するという、これは国が２分の１、県が４分の１、町が４分の１の補助金という性格のようでありますけれども、１５０万円の補助を受けての事業でありますけれども、地方への流れを支援する事業だということであります。

非常に条件のよい事業だと思いますけれども、過去の実績について伺いたいと思います。件数ですとか、実績、支払い額、それから、就業先といひましようか、これは非常に細かいデリケートな部分がありますので、業態別とか、そういった面で分かれば教えていただきたい

と思いますし、またこの補助事業の定住要件というものがあるかどうか、こちらにつきましてもお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまのご質問に企画課からお答えさせていただきます。

過去の、まず実績ということですが、令和３年度以前につきましては実績ございませんので、令和４年度からこちらの実績についてお話しさせていただきます。まず、令和４年度につきましては、件数としては５件ございました。金額につきましては４５０万でございます。業種につきましては、令和４年度についてはテレワークで移住された方がほとんどかなというところでございます。

続いて、令和５年度ですが３件です。金額につきましては２２０万円になります。職種なんです、そうですね、やはり千葉県の地域しごとＮＡＶＩに紹介されている企業さんに勤められた方、またテレワークの方など、割と地元の事業者さんに就職された方がおります。

令和６年度につきましては２件で１６０万でございます。就業先につきましては、やはりその就業先自体も千葉県地域しごとＮＡＶＩに登録された会社さんなんです、そこ自身がやはり起業されて、大多喜で店舗をやられているというところに就業されているところです。実績としてはそういったところでございます。

また、定住要件ということなんです、当該支援金の申請に当たりましては、５年以上継続して居住する意思を表明することが要件とされているところでございます。定住要件としてはそこになるんですけれども、また、この支援金の交付要綱の中で、規定違反による支援金の返還規定もございます。ですので、一応５年以上継続してというところの確認としましては、毎年住民記録によりこちらで確認しているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

３番渡辺八寿雄君。

○３番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

本当にいい内容の補助金のようにありますけれども、一年一年きちっと調査されているということでありました。

このＵＩＪターンによる起業・就業等創出事業補助金、新聞や情報誌では地方移住支援金という表現をされているところがありますけれども、これどのように違うのか伺いたいということと、それから、この地方移住支援金の解説を見ますと、国は令和７年度から対象とな

る就業先を地域の中小企業など以外にも広げて、農業や自営業、医療福祉分野を加えるように拡大して、小規模な事業者就職する人への支援が行き渡るようにするという内容の説明がありました。そういうような方のために、制度設計が固まりましたら、PRや制度の紹介など、都会から大多喜町に移住者が増えるように、有利なそういうPR、周知をしていただきたいと思いますけれども、この点について町の方針について伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） まず、ご質問1点目のUIJターンによる起業・就業者等創出事業補助金と、新聞にありました地方移住支援金の違いでございますが、結論的には同じものでございます。一部新聞の見出しタイトルの中で、このUIJターンの補助金のことを地方移住支援金ということで表現されている新聞の報道もありましたので、そこがちょっと誤解を招いたかなというところで考えております。要は同じものです。

それと、今後、また制度を改善していく中で、なるべく多くの方に知っていただけるように、制度を改善する中で農業の分野であるとか、医療福祉の分野であるとか、枠が拡大していくわけですが、大多喜だけでなく、この近隣の2市2町でもある程度足並みをそろえた中で、その区切りというんでしょうか、どこまで対象になるかというところの調整も現在行っているところでございますので、調整が整いましたら、その時点で広報のほうはしっかりやっていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで歳入及び款1議会費、款2総務費の質疑を終わります。

次に、款3民生費、款4衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番及川はるな君。

○9番（及川はるな君） 83ページの健康増進事業についてお聞かせください。

まず、前年度と比較しますと125万3,000円の増額となっておりますが、その増額理由をお聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

す。

個々の科目での増減はありますけれども、大きな要因としては、委託料の中のシステム改修委託料が追加となっていることが大きな要因でございます。こちらは、国で進めているシステムのクラウド化に対応するため、副本登録をするのに、データの標準化が必要となりますので、それに対するシステム改修となります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

9 番 及川はるな君。

○9 番（及川はるな君） ありがとうございます。

次に、健康増進事業の委託料の中の集団運動指導講師委託料というものがありますが、現在、大多喜町で行っている集団運動について具体的な内容をお聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちらの集団運動指導講師委託料ですけれども、健診結果などで運動がより必要な方を対象に、ポピュレーションアプローチとして集団運動教室を実施するための健康運動指導士等の講師に対する委託料でございます。こちらの内容としては、参加者は、健康診査の問診表において、生活習慣の改善についての項目があるんですが、そちらでおおむね6か月以内に改善するつもりであると回答した方などに対して、生活改善の意識はあるがまだ行動に結びついていない方などに強くアプローチを行って、参加への後押しをしたいという事業となっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

9 番 及川はるな君。

○9 番（及川はるな君） ありがとうございます。

では、その集団運動指導についてなのですが、やはり大多喜町は高齢の方が多い町ですので、健康寿命の延伸によって医療費の削減につながると考えます。今後、その集団運動を増やしていく予定等がありますか。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） そうですね、必要に応じて、すぐにそこを増やしていくとかいうことではなくて、継続して今後も取り組んではいく予定なんですけれども、その時々、その年に応じた一番必要と思われる部分にターゲットを絞り、テーマを決めて、日頃運動習

慣はないけれども、運動や食生活等の生活改善をしてみようと考えている方のきっかけづくりとしたいと考えております。そして、その後は自らが運動を継続するなど、食生活の改善に取り組んで、健康維持につなげるようにしたいと考えています。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 86、87ページの真ん中ら辺の備品購入費で、授乳に対するものやおむつ交換台などを購入されるということをお伺いしているんですけども、授乳室やおむつ交換等はどこへ設置される予定でしょうか、教えてください。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちらの備品購入費なんですけれども、今おっしゃっていたようにベビーケアルームと呼ばれるもので、主に授乳室とかおむつ交換台になるんですけれども、候補としてはあるんですけれども、ちょっとその辺、具体的なところはまだ決めておりませんで、候補の場所としては保健センターの内部ですとか、あるいは本庁舎の中の部分になるんですけれども、設置するに当たってやはりスペース的なものもございますので、関係する部署ですとか、また総務課等とも協議をして、最終的に決定したいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） それでは、予算書の98ページ、99ページの最下段から100ページ、101ページの上段、主に有害鳥獣駆除対策事業についてお聞きをしたいと思います。

節18の有害獣被害防止実施団体補助金ということで3,196万3,000円、説明時には質問いたしましたけれども、説明では猟友会以外の1団体に委託をされている。補助金に対しては国が2分の1、町が2分の1を補助し、会計検査の対象とされているとの回答はいただきました。

有害獣駆除対策は、有害獣の減少も報告をされておりますし、効果があったと考えています。また、対策に当たる方、これは心身ともに大変ご苦労された、その結果だとも考えております。また、同節では狩猟免許取得促進補助として11万7,000円を見込んでおります。背景には、狩猟免許取得者の減少がうかがえますし、有害駆除、被害防止実施団体の人員の減少、また高齢化もあるのではないかと推測しています。狩猟免許取得者の減少が進んだ場合は対策が滞っていくことになります。

そこで質問ですが、有害獣被害防止団体補助金は1団体とのことですが、要件を満たせば、他の団体がある場合、複数団体への補助は可能でしょうか。

また、節12、有害鳥獣駆除委託の委託先はどこでしょうか。先ほどの補助金と同様に、複数団体への委託は可能でしょうか。

あわせて、狩猟免許取得者の高齢化及び減少への対策を検討されているのでしょうか。質問いたします。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、農林課のほうからお答えさせていただきます。

最初の質問で、有害獣被害防止実施団体補助金ということですが、こちらにつきましては、大多喜町有害鳥獣対策協議会に補助金を交付しております。この大多喜町有害鳥獣対策協議会は、国からの補助金の受皿となる団体でありまして、現状では千葉県の各市町村1団体となっておりますので、複数の団体が可能かどうか、今後県と協議をさせていただければと考えております。

続きまして、有害鳥獣駆除委託の委託先はどこかというご質問ですが、こちらにつきましては大多喜町猟友会になります。

続きまして、委託を複数の団体へ委託することは可能かということですが、現在、猟友会のほうへ駆除につきましては委託をさせていただいておりますが、これが複数の団体に委託した場合、情報の共有ですとか、統制の確保が難しくなるのではないかとということで、安全性の観点から今のところは考えづらい状況になっております。

続きまして、狩猟免許取得者の高齢化ということでございますが、こちらにつきましては、地域おこし協力隊の任用を積極的に行っておりまして、地域おこし協力隊の方が狩猟免許を取っていただいておりますので、大多喜町のほうに定住をしていただいておりますので、今後もその取組は継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

5 番志関希久夫君。

○5 番（志関希久夫君） ご回答ありがとうございました。

1 団体の理由というのが分かりましたので、お礼申し上げます。また、県との協議を行うということでもありますので、その結果についてまたお知らせをいただければと考えております。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

6 番麻生勇君。

○6 番（麻生 勇君） 93ページの特産品開発業務委託料364万5,000円ですか、これの委託先と、それから、どんなものに対して委託するのか、何を委託するのか、開発ですね、何を開発するために委託するのかを教えてくださいと思います。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 特産品開発業務委託でございますが、こちらにつきましては、大多喜町の遊休農地を利用いたしまして、有害獣の被害に遭いにくい農産物を栽培しまして、町の特産品とすることを目指しております。

令和5年からローゼルの栽培を開始しております。令和6年は生産者が17名で約1,800キログラムが、たけゆらの里おおたきに持ち込まれております。この果実の買取り、それから種抜き、乾燥、加工に関する業者などの調整を、たけゆらの里おおたきに業務委託をさせていただいております。その委託に関する委託料となります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 6 番麻生勇君。

○6 番（麻生 勇君） 一緒に質問したかったんですけども、特産品開発支援事業補助金というのが103ページにあるはずなんですけれども、商業振興事業の中の特産品開発支援事業補助金ですね。これは、今の業務委託とこの関係と、それからこの開発支援というのは何を開発するのも教えてくださいと思います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 103ページの商業振興事業の特産品開発支援事業補助金50万円につきましては、まずこの制度内容から説明させていただきたいんですけども、地域での特産物等を活用した特産品の開発に対して支援する補助金でございます。

先ほど農林課長が説明した特産品の関係の関連性からいえば、この制度につきましては町

で推奨しているローゼルなども特産物として対象となりますので、この申請を事業者から相談があったときとかはこういったものもご紹介できますので、こういったことから関係課等の連携や関係性は、そういった意味ではあると考えております。

以上であります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

6 番麻生勇君。

○6 番（麻生 勇君） ローゼルと食香バラの話は、私はもう何回も聞いて理解しているんですけども、先ほどの93ページだったかな、ちょっと忘れちゃったけれども、その事業は今の2つじゃなくて、もっとほかに開発するような案があって、またその案に対して開発支援事業補助金も併せてやるんじゃないかなと私は思っているんですけども、要は、今あるものじゃないものをやるんじゃないかなと私は思っているんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 今、農林課のほうの予算の関係の関連性のことでお話しさせていただきましたけれども、農林課に限らず、関係課との情報共有を図りながら、この制度が活用できるように努めたいという考えで実施、推進していきたいと考えております。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 先ほどご質問いただきました93ページの特産品開発業務委託、こちらのほうは現在のところローゼルを買い取りまして、その加工までの工程を委託しているような状況でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○10 番（久保初江君） 同じ特産品開発業務委託料の364万5,000円に対して、ローゼルの加工をして販売した売上げは、これ以上のものになっているのでしょうか、教えてください。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ローゼルにつきましては、収穫が9月から11月末ということで、そちらに関しまして、乾燥、加工をしますので、2月現在で、概算ですが、今のところ90万前後ということになっております。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

2 番森久君。

○2番（森 久君） ページは、先ほど麻生議員が取り上げたページでございます。大多喜町としては、ローゼル、食香バラ以外にどのような特産品を開発しようとしているのか、その戦略をお教えてください。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 先ほどもご説明させていただきましたが、遊休農地を利用しまして、有害獣の被害に遭いにくい農作物を今後栽培を進めていきたいと考えております。その第1弾としまして、ローゼルと食香バラを栽培させていただいているという状況でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。
10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 103ページの商業振興事業の中の一つで、房総の小江戸大多喜をつくる会補助金とありますけれども、この房総の小江戸大多喜をつくる会とはどんな会なのでしょう、教えてください。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 房総の小江戸大多喜をつくる会はどんな会ということでございますけれども、これは、今町並みの整備を行っているところなんですけれども、国の街なみ整備補助金を使ってポケットパークであったり、町並みを、城下町通りを中心に整備したときに、つくり、守り、育てるということで、住民も一緒に参加してこういったまちづくりを進めていこうという中で、城下町通りの地区の皆さんに賛同していただいて、そういったまちづくりの推進に向けて賛同していただくために、こういった会を発足させて活動を行っているところでございます。

現在は研修会であったり、先進地の視察であったり、この地域の、房総の小江戸大多喜をつくる会がどんな会であるのかという広報をつくったりして、それらを町のほうに配布したり、そういった活動をしている団体でございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。
11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 加々美でございます。

先ほど志関議員のほうから質問がございました、同じような内容なんです、101ページでございます。有害鳥獣被害対策防止団体補助金ということでお伺いいたします。

実は、町民の皆様によく声をお聞きいたしますのは、イノシシは減っているけれども、キョンが大変増えているという声をお聞きいたします。

ただいま物価高騰で野菜などが大変高くなっております。そして町民の皆様はご自宅で簡単なものを栽培するということで、自家菜園をされている方が増えておりますが、それを植えたところからキョンに食べられてしまうと。春先に、パンジーとかビオラとか植えても、そのお花までも食べられてしまうというお声をたくさんお聞きいたします。

確かに私自身も車で走っていますと、イノシシは減っているように思うんですが、キョンは増えているのではないかと思います。もちろん活動はしていただいているということも先ほどからお伺いさせていただきましたが、その対策、町民に対する対策というのはされているのでしょうか。

あともう1点、捕獲後、その捕獲されたものはどのように処分されているのか、お聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 町民に対する対策ということでよろしいですか。

（「その後の動物の処理を」の声あり）

○農林課長（秋山賢次君） 处理的には、基本的には埋設処理、捕獲したものについては埋設をしていただくということが基本になっておりますが、解体施設に持ち込んでいただければ、そちらのほうで食肉としてジビエ化していただくような形になると考えます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 私も、おとといですか、たけゆらの里を拝見させていただきました。そこで加工されたものを見ましたが、大変きれいなラッピングで、食欲をそそるような加工の仕方でありましたけれども、その場所が、入って、入り口から右側の奥で、ちょっと探してしまうほどの位置に置かれておりました。これがもうちょっと目立つところでしたら、観光客さんも多いですので、これが生かされるのではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） たけゆらの里おたきに関しましては、指定管理者ということで、有限会社になりますので、町のほうで今ご質問があったことは伝えさせていただきますが、

基本的には有限会社となっておりますので、たけゆらの里さんのほうにお任せをしたいと考えております。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） 113ページ、一番上になります。町道維持事業の中の除雪作業委託料、非常に聞きづらいんですけども、その概要を教えてくださいませんか。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 道路維持管理事業の中の除雪作業委託料でございます。これは毎年度予算のほう計上させていただいているところでございますけれども、町内、とても広い状況でございます、町道の維持管理、建設課では全て賄えない部分もございます。

その中の一つとして、降雪時ですね、雪が降ったときに積もっている状況の中、建設課のほうですぐに対応できない場所が結構多くございますので、そういう場所を町民の方をお願いして除雪作業をやっていただくというような目的で委託しているものでございます。具体的には、地域の方でトラクター等、あとは建設機械等を所持している方をお願いしまして、その近隣の道路、町道の部分を除雪していただくというような内容になります。あと、それに伴って木とか、崩れたところとか、そういったところがあれば、それも併せて対応いただくというような内容になります。

予算要求の内容なんですけれども、お一人の方に対して年額1万5,000円をお願いしているところでございます。あと活動した時間に合わせて時給といいますか、活動時間に応じて1,500円ということでお支払いするということで委託しているものでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） ありがとうございます。

また、作業する方も大分高齢化されてきていると思いますので、そしてまたトラクターの後方につける作業機だと思いますので、十分気をつけてやっていただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。

なお、11時25分から再開いたします。

（午前11時17分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

○議長（渡辺善男君） 次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 予算書の136、137ページです。その中段でございます。教育費の中の海洋センターの管理運営事業の中、委託料、指定の委託料について、昨年に比べまして57万5,000円の減額となっております。金額は2,759万5,000円を計上されています。このことについて、委託をされた事業の内容に変更が生じているのか。また、使用料の増額等により減額がされているのか。この減額の理由について質問をさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木島丈佳君） 海洋センターの指定管理委託料が昨年度に比べ57万5,000円の減となっている理由でございますが、昨年度当初予算におきましては、上瀑のふれあいセンターと総元体育館の維持管理費が含まれていたため、そちらを含めまして昨年度と比較いたしますと146万6,000円の増額となっております。

こちらの増額の内容につきましては、令和6年度当初予算に修繕費のほうを少ししか見込んでいなかったものを、これまでの実績等を踏まえて100万円ほど修繕料を見込んだということと、物価や人件費の高騰によりまして、清掃や夜間管理費や施設管理委託料などの増によるものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありますか。

5 番志関希久夫君。

○5 番（志関希久夫君） ご回答ありがとうございます。内容については了解いたしました。

また、スポーツ施設の管理に関する基本協定の中で、基本的な運営協議会の開催、また施設利用者の満足度を調査するためのアンケートなど、施設利用者の意見・苦情を聴取し、その結果を町に報告とあります。令和6年度中の開催状況及びその対応はどうであったのか。

あわせて、毎年度にあらかじめ事業計画書を作成し、町の承認を受けるとされていますが、令和7年度の自主事業及びサービス改善、提案事業を含み、どのようなことを行う予定か伺います。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木島丈佳君） まず、運営協議会でございますが、昨年7月1日から指定管理者さんのほうに業務委託をしてございますが、6月に一度事前打合せを行いまして、その後9月と2月に開催をしてございます。その際の内容でございますが、修繕や予算の関係、広報関係や苦情等についても双方で協議を行っております。また、苦情等が起きた場合には、その都度町と指定管理者のほうでお互いに状況を共有しながらということで、確認の合意は得ております。

これまでの利用者さんの声でございますが、聴取方法は海洋センター入り口にアンケートボックスを設置しております。また、指定管理者さんのほうでSNS、フェイスブックやインスタグラム等を開設してございまして、そちらの双方を踏まえて聴取を行っていただいております。

毎月、定例報告を出していただいておりますが、これまで特に指定管理者さん、町のほうへクレーム等はございません。あれば、随時共有するようにしていきたいと思っております。

また、来年度の事業計画書につきましても、先日指定管理者さんのほうからご提出をいただきまして、今年度は自主事業としましてバレエ教室や館内のイベントや物販などを行っていただいております。次年度につきましては、バレエ教室に続いてチアダンスのスクール、また館内イベントや物販なども、今年以上にできればということで事業計画書を頂いております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

5 番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ご回答ありがとうございました。納得いたしました。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） 129ページになりますが、中学校施設管理事業の中の工事請負費です。

空調設置工事で、大多喜中学校だと思いますけれども1億743万7,000円、この工事請負費の財源内訳を教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、中学校の体育館等の空調設置工事の財源内訳のほうを財政課のほうからお答えさせていただきます。

まず、小中学校の施設整備基金から5,000万円、それとふるさと基金から5,743万7,000円の基金からの繰入れで事業を実施しようとするものでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） 通常、これだけの額ですと補助金や起債を活用されると思うんですが、今回申請しない理由と、ふるさと基金を充当する要件があったら教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 大多喜中学校の屋内運動場と柔剣道場の空調の設置工事につきましては、現在、国庫補助の要件に該当するためには、冷房効果を上げるために建物の屋根の面の断熱材の設置や窓ガラスの交換など、建物の改修も必要となり、それに伴って事業費も膨大となります。さらに、設計業務の委託も必要となりますので、設計をしますと完成がもう1年遅れることとなりますので、ただいま財政課長の説明した2つの基金を充当しまして、町の単独事業として計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、ふるさと基金のことについて財政課からお答えさせていただきます。

ふるさと基金を充当する条件としましては条例及び規則で定めてあり、高速バスの運行事

業や面白峡の遊歩道整備事業及び町長が指定する事業と限らせていただいております。

猛暑の中、大多喜中学校では屋内運動場や武道場を中学校の授業や部活動で活用し、特に部活動では、近年、少人数ながらすばらしい成績を残しているというふうになっております。今回、空調設備の設置工事は、中学生が安心して安全に利用できるようふるさと基金の対象事業として町長に指定をいただき、基金を充当したものでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

4 番末吉昭男君。

○4 番（末吉昭男君） ありがとうございます。

近年、異常気象とも言える状況の中でございますので、空調設備、要望しておりましたけれども、厳しい財政状況を考慮いたしまして、町長がふるさと基金の事業に指定していただいたことを誠にありがたく感じます。できるだけ早く設置していただきたいんですけれども、来年設置予定ですけれども、できるだけ早めの完成をお願い申し上げまして終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

2 番森久君。

○2 番（森 久君） 予算書35ページの町債発行、137ページのアーバンスポーツ施設建設、さらには令和7年度予算にはありませんが、令和8年度予算には計上されてくると思われる新庁舎建設に関連して、町の考え方を一般論として伺いたいと思います。

施設を造ると後年度に維持管理費がかかり、最終的には撤去費用も発生します。また、自主財源で賄うのであれば町債発行額が増え、将来の負担が増加してしまいます。他方で、人口が減少しているにもかかわらず、個人の徴税と固定資産税は維持されているとのことです。2050年には大多喜町の人口は4,500人と推測されており、さすがにそこまで減少しますと自主財源は著しく減少し、人口を最大の計算要素としている地方交付税も減少することでしょう。つまり、施設を造りますと、後年度負担が生じるだけでなく、今後大多喜町にとって、その負担度は高まっていくと思われます。

私は、この4年間、学童保育施設の建設から始まって、大多喜町における大規模施設の建設に対して一貫して慎重な目で見てきました。しかし、将来の大多喜町発展のために必要な施設は造らなければなりません。

そこで伺いたいと思います。大多喜町の施設については、一般論として、どのような考え

方の下に整備しようとしているのかをお教えてください。必要だから造りますでは理解を得られない状況に立ち至っていると思いますので、予算の土台となっている施設整備の在り方に関する考え方について伺う次第です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） まず、質問の最初にありました35ページ、町債の関係について財政課からお答えさせていただきます。

町債の発行額についての基本的な考えとしましては、町債の返済額、償還金、この後出てくる公債費ですけれども、その元金以上の借入を抑制するということで、長年実施してきて、大分町債の残額というのも減ってございます。

ただ、そのような中で、令和5年にあったような大きな災害であったり、また町の計画の中で実施している各種施設整備を含めた事業、また、様々な状況の変化に対して必要な施設については、可能な限り有利な起債のほうを活用していきたいというふうに考えております。

例えば挙げますと、6年度はかなり発行額が減ってしまったんですが、臨時財政対策債というものがございます。それについては後年度100パーセント、交付税のほうで措置してくれるもの、また、平成22年に指定をいただきました大多喜町の過疎地域ということ、それについて活用できる過疎債というもの、こちらは起債の対象となる事業費に対して100パーセント充当でき、そのうち70パーセントが交付税で後年措置されるというものになってございます。

また、付け加えて起債についての性質をちょっとお答えさせていただきますと、事業を実施するのは、例えば今年度ですと令和6年度、そのときの予算で行います。しかし出来上がった施設などについては、その後長い間、10年、15年、20年と利用されるものでございます。そうしたときの費用負担といいますか、町の財源での負担の考え方としては、起債を活用することによって世代が変わっても、その施設に対する負担が公平にというか、世代間の負担が公平になるように起債というものを活用する、こちらが起債の一番大きな意味になっているのではないかと思います。

財政課からは以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5 番 志関希久夫君。

○5 番（志関希久夫君） 3回目ということなので、慎重に質問をさせていただきたいと思います。

予算書の138、139及び140、141ページでございます。災害復旧関係のものでございます。これは建設課、農林課の両方にわたるものと思いますけれども、説明の中では、令和5年、豪雨による災害で大変な被害を受けた。多数箇所の被害を受けて、今復興をしている最中であります。この工事、令和7年度でまずは終了にめどが立つのかをお聞きしたい。

あわせて、大きな災害でございましたので、災害発生時から平林町長をはじめ、執行部の皆さん、そして職員の皆さん、災害への対応、復旧に大変長い時間、大変なご苦勞をされてきたと考えています。もし、ここで一定のめどがつき、復興ということであれば喜ばしいこととありますし、住民といたしまして、この間の皆様のご苦勞に感謝を申し上げたい。そう考えております。安心して暮らせるまち大多喜町であるため、さらなる災害対策についてご対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 今の、災害復旧事業といいましても、うちのほうの建設課の事業からお答えさせていただきます。

令和5年の災害復旧に関しましては、通常3年間を目安に復旧ということで今考えております。国庫補助事業を受けまして、災害復旧ということで予算計上しているものと、あとは単独災害ということで、国庫補助の対象とならなかった部分に関しても災害復旧のほうを今実施しているところでございます。

おおよその見込みでございますけれども、昨年、今年とやってまいりまして、国庫補助事業についてはおおむね復旧のほうは見通しが立ってきているところでございます。一部来年度に繰越ししている事業もございますので、そのものにつきましては引き続き、来年度完成させるということで進んでおります。

また、今回当初予算のほうにも一部単独事業として災害復旧事業を計上しておりますけれども、まだ当初予算以外にも今後単独事業といたしまして災害復旧のほうも要求させていただく計画もありますので、ただ、令和7年度で見通しを立てて、災害復旧のほうを完了させようというふうに動いているところでございます。

○議長（渡辺善男君） 森主幹。

○農林課主幹（森 芳博君） 続きまして、農林課のほうからお答えさせていただきます。

農地・農業用施設災害復旧事業で、全体で122か所発生しております。補助対象分で72か所、単独分で50か所を工事のほうを計画的に執行しておりまして、箇所数でいきますと令和

6年度で大体7割程度が完了する見込みであります。7年度で全て完了する見込みで今計画を立てており、7年度予算のほうも計上させていただきました。

先ほど建設課長からお話がありましたが、まだこれから単独分で補正等をさせていただく予定もございますので、また執行を計画的に進めながら行っていきたいと思います。

また、四ッ縄のため池が今後復旧をしていくんですが、どうしても工事費が高く、工期がどうしても長くなってしまいます。本来3年で終わるべきところを、ちょっと3年での工期内での竣工が見通しが立たないために、国のほうと協議しまして、特例で4年目まで延期をさせていただいております。なので、四ッ縄のため池だけは令和8年度までかかりますけれども、それ以外は令和7年度で完了する見込みで立てております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 138、139ページの学校給食センター管理運営事業の委託料の件でお伺いいたします。

現在、大多喜町では給食センターで給食が作られて、それが各小中学校に配送されていると思うんですけれども、給食配送委託料828万円は、給食センターから小中学校に運ばれる際の委託料なのかをお伺いしたいです。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 139ページの給食配送委託料、こちらについては久保議員のおっしゃるとおり、給食センターで作ったものを小学校、中学校に配送するための委託料でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。そうだったんですね。

じゃ、その下の人材派遣業務委託料とあるんですけれども、こちらは何名分の委託料金になっているのか教えてください。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 139ページ、今のところの下、3段目ですね。こちらにつきましては2名分でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで、令和7年度大多喜町一般会計予算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（渡辺善男君） それでは次に、賛成者の発言を許します。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私は、一般会計について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和7年度大多喜町一般会計歳入歳出予算案について、賛成する立場でございます。

令和7年度大多喜町一般会計予算は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨災害の復旧作業が進み、災害復旧費は減額となったものの、近年の猛暑への対策や災害対策や防災対策、加えて物価高騰や人件費の高上などの影響により総額64億9,500万円、前年度比2,200万円増となっております。令和6年度に続き過去最大となっておりますが、これは、64億ということ、大多喜町の人口から比率すると、他の市町村からもっと相当の大きな予算額となっております。

歳入では、人口の減少や高齢化が進み、税収や各交付金などについて過大に見込むことなく、現在の国や地方を取り巻く状況を十分に認識したものと認められます。

歳出については、第3次総合計画後期基本計画の最終年を迎え、各事業実施に向けた予算となっており、子育て世代への各種支援は、高校生までを対象とした子ども医療費助成や出産祝い金及び入学祝いポイント、学校給食の無償化。農業政策としては、イノシシ、鹿、猿及びキョンなどの有害獣対策、遊休農地活用のための取組。物価高騰対策、地域通貨事業で10パーセントのプレミアム率の継続やとくとくクーポン券発行事業への補助。防災関係では、防火水槽の新設や防災行政無線、消防車両の更新。教育関連では、小学生のタブレットパソコンの更新、中学校体育館、柔剣道場及び公民館への空調設備の設置、アーバンスポーツ施設としてパンプトラック整備など、町の将来を見据え、安心・安全な町民生活に必要な事業

実施に向けた予算となっています。

以上、主な事業について何点か申し上げましたが、町民の安心・安全な生活や物価高騰対策はもちろんのこと、第3次総合計画の最終年において、各施設を着実に推進していただきたいことを重ねて要望し、令和7年度大多喜町一般会計予算案、賛成討論いたします。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺善男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号 令和7年度大多喜町一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第28号 令和7年度大多喜町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第2、議案第29号 令和7年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号 令和7年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第29号 令和7年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第3、議案第30号 令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(渡辺善男君) 反対者の発言なしと認めます。

次に、賛成者の発言を許します。

3番渡辺八寿雄君。

○3番(渡辺八寿雄君) 私は、令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

令和7年度の大多喜町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出10億7,357万4,000円であり、前年度当初に比較いたしまして5,411万7,000円減額となっております。

国民健康保険は、保険者は千葉県であり、保険料もしくは保険税の平準化を図るまでは、従来どおり各市町村で独自の保険料率等で徴収をすることができるとされておりますが、本町の場合には、被保険者の減少と相まって保険税の減少が顕著であり、令和7年度の保険税見込額は2億341万1,000円。令和6年度に比較いたしまして4,430万円ほど減少し、全体予

算額10億7,357万4,000円の5分の1程度でありまして、残る財源は県からの交付金と一般会計からの法定繰入金に依存しているような状況であります。

また、国保会計の財源の不均衡を調整するために積み立てられている国保会計財政調整基金は、令和5年度に1,545万1,000円。そして令和6年度に1,200万円ほど取り崩し、年度末現在高では7,200万円ほどになるものと予想されております。

幸いにも、令和7年度予算につきましては、この基金を取り崩すことなく予算編成をされました。

国民健康保険は相互扶助の精神に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に際し、必要な保険給付を行うことを目的としており、加入者からの保険税等を徴収し、その財源に充てているわけであります。一方、保険者としては、健全な国保財政を維持運営するために、千葉県国民健康保険運営方針に沿った各種事業が義務づけられております。

その一つが、保健事業の充実であります。本町で実施している保健事業としては、短期人間ドック助成事業と特定健康診査の実施、それに、重複・頻回受診者等訪問指導事業であります。疾病の早期発見、早期治療を行い、重症化を未然に防ぎ、ひいては医療費の抑制を図るものであります。

保健事業費につきましては、6年度に対し150万円増額となっておりますが、保健事業の充実、疾病予防、早期発見を図る上では結構なことだと思料されます。

そして、これらのほかに、国保税の収納率向上対策の推進、医療費の適正化対策の推進としての後発医薬品、ジェネリック医薬品の使用促進など、きめ細かく各種事業を展開されております。

国においては、高額療養費の上限額の引上げ改定について、二転三転し、結局は改定を見合わせる事となりました。国保の被保険者に取りましても安堵したことと思います。

国保制度の構造的な問題、そして医療費の伸び、保険給付の伸びなど、予測がつかないところに国保会計運営の難しさがあると思いますが、被保険者の健康維持増進にさらなるご努力をお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号 令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について採決をし

ます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第30号 令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午後 零時00分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第4、議案第31号 令和7年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号 令和7年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第31号 令和7年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第5、議案第32号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第32号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第6、発議第1号 大多喜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） それでは、発議第1号 大多喜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律が施行されることにより、本条例の改正を行う必要があるため、一部改正するものです。

この改正の内容は、刑法において「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されるものです。

この改正に伴い、本条例の中の「懲役」「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。また、当該内容に対応する改正規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める法令により、令和7年6月1日から施行することとされていることから、原則としましてこの条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

それでは本文に入ります。

発議第1号 大多喜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び大多喜町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

令和7年3月18日

大多喜町議会議長、渡辺善男様

提出者、大多喜町議会議員、末吉昭男、賛成者、同、渡邊泰宣、賛成者、同、吉野一男、賛成者、同、森久、賛成者、同、山口定夫

条例の条文の朗読につきましては割愛させていただきます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議いただきたく、可決されますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第7、発議第2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

4番末吉昭男君。

○4番(末吉昭男君) それでは、発議第2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

この改正の内容は、令和7年度からの夷隅地域水道事業統合により、環境水道課の体制及び組織を再編し、環境水道課を生活環境課に改める機構改革に伴い、3月議会初日、町長から大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての議案が上程され、可決成立しました。

この条例の一部改正に伴い、大多喜町議会委員会条例においても、常任委員会が所管する事務に規定しているため、第2条2号中の福祉経済常任委員会の所管事務の規定について一部を改正するものです。

また、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

それでは、本文に入ります。

発議第2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び大多喜町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

令和7年3月18日

大多喜町議会議長、渡辺善男様

提出者、大多喜町議会議員、末吉昭男、賛成者、同、渡邊泰宣、賛成者、同、吉野一男、賛成者、同、森久、賛成者、同、山口定夫

条例の条文の朗読につきましては割愛させていただきます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議いただきたく、可決されますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（渡辺善男君） お諮りします。

ただいま、請願第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める請願書が提出されました。

この請願審査を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

よって、提出された請願書の審査を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに

決定しました。

事務局職員から請願書を配付いたします。

(請願書配付)

○議長（渡辺善男君） 請願書の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡辺善男君） 配付漏れなしと認めます。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 追加日程第1、請願第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） 請願第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、社会保障推進千葉県協議会の会長であります鈴木徳男氏から提出されたものでありますが、同協議会の事務局長であります竹内氏が来庁され、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

昨年4月に介護報酬が改定され、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。厚生労働省は、引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。これは都市部においてヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型等により、都市部の事業所が利益率を引き上げていると推察されるものです。

しかしながら、山間地においては、移動時間を要することに加え、地域単価が低いことなどから、介護事業所の収益が少なく、約4割が赤字であり、介護事業者の倒産や休廃業が増しているのが現状であります。

一方、介護職員の処遇改善加算の加重がなされているが、既に加算を受けている事業所は基本報酬の引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引下げ分を補えない事業所が出ています。

訪問介護サービスは、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであるため、介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させる必要があります。

以上のことから、訪問介護基本報酬の引上げと介護報酬の再改定を早急に行うとともに、その財源保障となる国庫負担割合を拡大するよう国に強く要望したいとする趣旨の請願であります。

どうかよろしくご審議いただきまして、採択いただきますようお願い申し上げる次第であります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（渡辺善男君） お諮りします。

ただいま、末吉昭男君ほか5名から発議第3号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める意見書の提出についてが提出されました。

この発議第3号を日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（渡辺善男君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 配付漏れなしと認めます。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 追加日程第2、発議第3号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定などを求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（宮原幸男君） それでは、議案を朗読いたします。

発議第3号。

令和7年3月18日

大多喜町議会議長、渡辺善男様

提出者、大多喜町議会議員、末吉昭男、賛成者、同、森久、賛成者、同、麻生勇、賛成者、同、及川はるな、賛成者、同、加々美昌美、賛成者、同、渡辺善男

訪問介護報酬の引き上げと介護報酬再改定などを求める意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定などを求める意見書。

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が、2024年4月から2～3%引き下

げられた。訪問介護は独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねないと多くの事業所や、介護関連の団体からの声がある。

訪問介護事業者は、厚生労働省のデータでも約4割が赤字であり、2024年の介護事業者全体の倒産や休廃業・解散が、過去最多の784社に達した。そのうち「訪問介護」は529社と前年の427社から急増している。

また、介護職員の賃金は、全産業平均を月額約7万円下回っており、物価高騰や感染症対策、処遇改善を考えれば10%以上の報酬引き上げが必要である。

厚生労働省は引き下げの理由として、他の介護サービスより、訪問介護の利益率が高いことを挙げているが、これは介護ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業者が利益率の平均値を引き上げているものと推測され、実態とはかけ離れている。

訪問介護の基本報酬が引き下げられた一方、介護職員の処遇改善加算の拡充がなされているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。加えて介護現場の人手不足も年々深刻であり、介護人口が増えるほど職員の負担が増え、その上、報酬引き下げも重なって更に減るという悪循環を生んでいる。

なお、2024年6月5日の衆議院厚生労働委員会では、「令和6年度に行われた介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定の影響について、訪問介護を始めとする介護事業者等の意見も聴きながら速やかにかつ十分に検証を行い、介護・障害福祉従事者の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである」との決議を全会一致でしており、処遇改善が必要である。

よって、国においては、早期に訪問介護基本報酬を見直し、介護事業を十分に支えられる報酬となる再改定を行うとともに、自治体の財政負担や被保険者の保険料・利用料負担が過重とならないよう国庫負担割合を拡大するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

千葉県夷隅郡大多喜町議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣あて

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

4 番末吉昭男君。

○4 番（末吉昭男君） 発議第 3 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど請願審査でご審議をいただきました請願第 1 号の採択を受けまして、我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣をはじめとする関係各大臣に意見書を提出いたしたく、森久議員、麻生勇議員、及川はるな議員、加々美昌美議員、渡辺善男議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただいたものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読のありましたとおりでございます。よろしくご審議いただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから発議第 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（渡辺善男君） お諮りします。

議案第34号 農業用施設災害復旧工事502（ため池）／441請負契約の締結についての議案

が提出されました。

この議案を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 農業用施設災害復旧工事502(ため池)／441請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(渡辺善男君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 配付漏れなしと認めます。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 追加日程第3、議案第34号 農業用施設災害復旧工事502(ため池)／441請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課主幹。

○農林課主幹(森 芳博君) お手元に配付されました議案につきましてご説明させていただきます。

議案第34号 農業用施設災害復旧工事502(ため池)／441請負契約の締結について。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本件は、令和5年9月の台風13号の豪雨により、下大多喜地先の町道増田小土呂線に隣接した四ッ縄ため池が被災をいたしました。これに農地・農業用施設災害復旧事業により国の補助を受け工事を行うものです。

被害は、ため池の堤体の一部が崩落し、さらに堤体全体にわたり亀裂が確認されており、ため池としての機能が低下している状況にあります。

工事概要といたしましては、堤体盛土工、ブロックマット工、取水施設工、擁壁工などを実施するものでございます。

工期につきましては、令和6年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)において、令和6

年度から令和8年度の3か年の継続費とすることで議決をいただいておりますので、水稻の作付などを考慮し、令和9年3月21日までを見込んでいるものです。

次に、入札経過についてご説明いたします。

本工事につきましては、2月4日に指名業者選定審査会を開催し、指名業者選定基準に基づき町内3者を含む10者を選定し、2月5日から閲覧を開始して、3月4日に開札を行い、最低金額の入札者である大多喜町久保113番地、株式会社仲潮組と3月7日に仮契約を締結しました。

それでは、本文に入らせていただきます。

農業用施設災害復旧工事502（ため池）／441請負契約の締結について。

農業用施設災害復旧工事502（ため池）／441について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、農業用施設災害復旧工事502（ため池）／441。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1億3,244万円。

4、契約の相手方、千葉県夷隅郡大多喜町久保113番地、株式会社仲潮組、代表取締役中村友三郎。

5、工期、議会の議決の日から令和9年3月21日まで。

以上で議案第34号 農業用施設災害復旧工事502（ため池）／441請負契約の締結についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） この議案に反対するものじゃないんだけど、この仮分数の意味を教えてください。

○議長（渡辺善男君） 森主幹。

○農林課主幹（森 芳博君） 441というのが町の番号になっています。申請の段階では町の番号を分母にして、分子のほうを箇所番号という形で申請を行っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、明日19日から本年6月30日まで休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

よって、明日19日から本年6月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

（午後 1時33分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 辺 善 男

署 名 議 員 渡 辺 八 寿 雄

署 名 議 員 末 吉 昭 男